



# 環境報告書

～近江八幡市の環境～

(令和7年度版)



近江八幡市

## 目 次

### 第1章 環境基本計画の概要

1. 環境基本計画について	1
2. 環境基本計画の体系	2
3. 計画の進行管理	4
4. 評価システム	6

### 第2章 事務事業評価報告

1. 事務事業評価方法について（事後評価）	7
2. 事務事業評価結果について	8
3. 事務事業一覧	16
4. 環境実施計画に係る指標	34

### 第3章 年次報告～環境の現状～

1. 近江八幡市の概況	36
2. 水質について	38
3. 大気について	49
4. 公害苦情について	53
5. 一般廃棄物について	56
6. 二酸化炭素排出量の推計値について	59

### 参考資料

1. 近江八幡市環境基本条例	63
2. 近江八幡市気候非常事態宣言	66
3. 令和5年度近江八幡市環境審議会委員名簿	67

# 第1章 環境基本計画の概要

## 1. 環境基本計画について

旧近江八幡市と旧安土町が合併し、平成22年(2010年)3月に現在の近江八幡市が誕生しました。本市は、琵琶湖最大の島である沖島を北端に、北東部には西の湖やその周辺の水郷地帯を有しており、水と緑にあふれた豊かな自然環境の恩恵を受けるとともに、琵琶湖沿岸から広大な農地が広がり、実り豊かな田園都市を形成しています。また、各時代を代表する歴史遺産に恵まれ、伝統的文化を継承しつつ新しい文化を育んできました。

一方、地球温暖化や生物多様性の喪失、資源の枯渇等、地球環境問題も深刻化しています。

このような環境問題の解決に向けて、良好な環境を保全し創造するための基本的な考え方を示す「近江八幡市環境基本条例」を平成23年(2011年)1月から施行しました。この条例に基づき、本市の環境政策を総合的かつ計画的に進めるため、平成24年(2012年)3月に平成24年度(2012年度)から令和3年度(2021年度)までの10年間を計画の期間とする『近江八幡市環境基本計画』を策定し、令和4年(2022年)3月に改定版として、『第2次近江八幡市環境基本計画』を策定しました。環境基本計画では、本市における望ましい環境像『～自然との共生、歴史と文化を次世代につなぐ～ 近江八幡市 持続可能な「水・緑・暮らし」』を掲げ、全ての環境施策に共通する基本的な考え方として3つの基本理念を定め、その理念に基づき5つの基本方針を定めています。(図1-1、図1-2)

また、本市の望ましい環境像の実現に向け、令和4年(2022年)3月に策定したアクションプラン『第3次近江八幡市環境実施計画』に基づき着実に取り組んでいくこととしています。

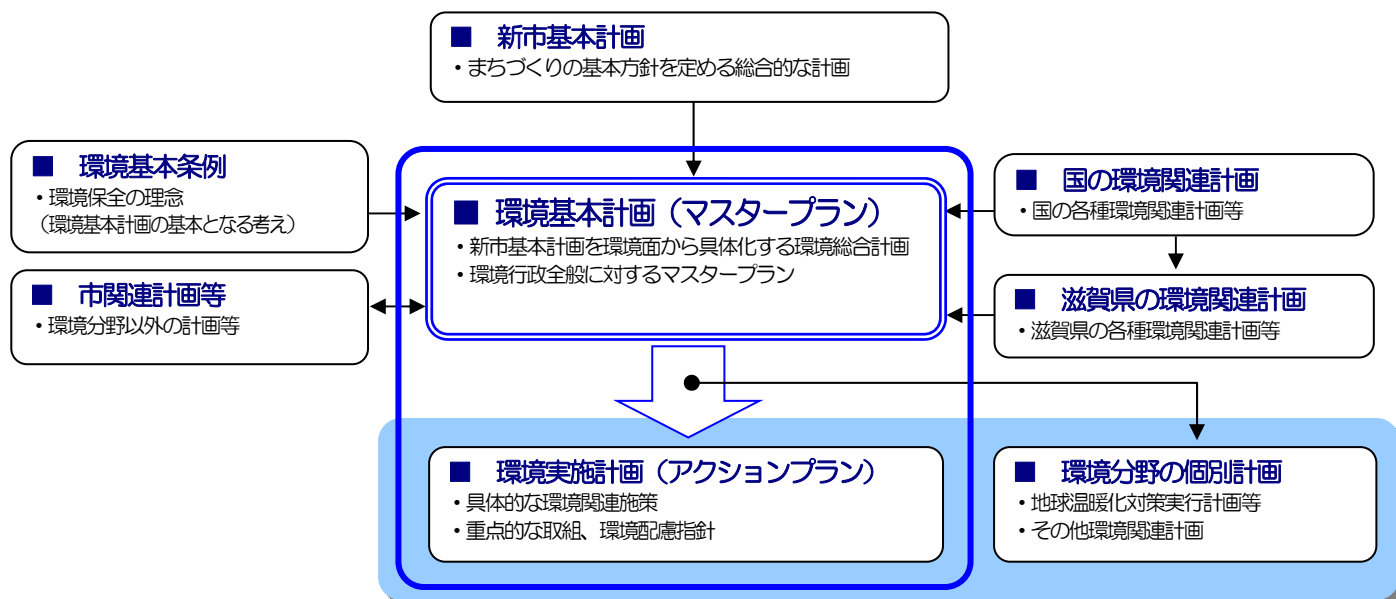


図1-1 関係計画等との関係

## 2. 環境基本計画の体系

### 近江八幡市環境基本計画

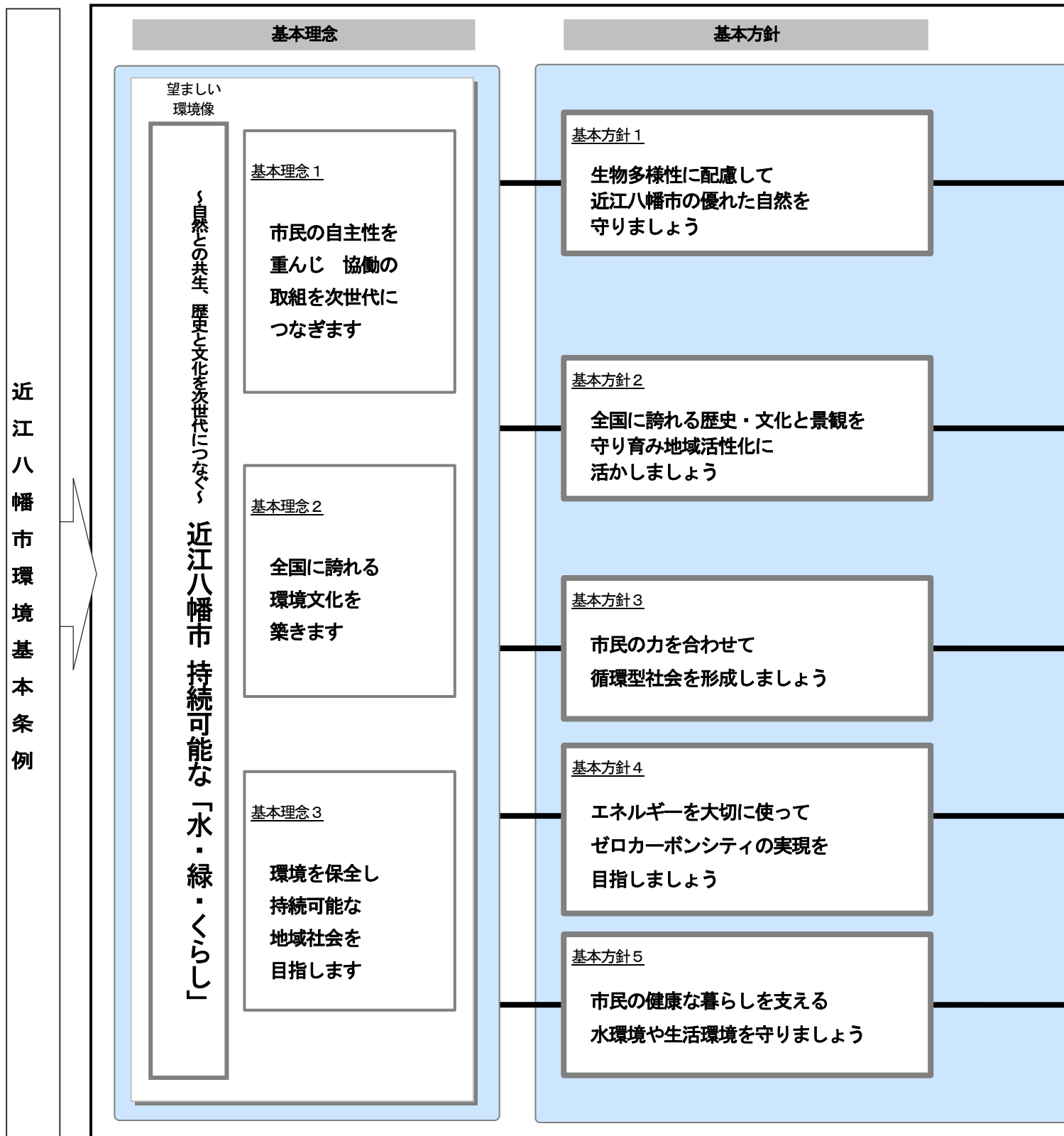


図1-2 環境基本計画の体系

## 基本施策

### 基本施策 1-1

#### 西の湖等における地域の生物多様性の保全

- 地域の生態系の保全・再生

### 基本施策 1-2

#### 広大な農地や点在する里山等の 二次的な自然環境の保全・再生

- 身近な自然環境の保全・再生

### 基本施策 2-1

#### 八幡堀や安土城跡・西の湖周辺等の 歴史的・文化的景観等の保全・再生

- 重要文化的景観・歴史的景観等の保全と  
身近な景観施策の推進

### 基本施策 2-2

#### 近江八幡の水郷等の環境特性を活かした 地域活性化の推進

- 環境を活かした地域の活性化

### 基本施策 3-1

#### 身近な取組から始める5Rの推進

- リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・  
リジェネレート（特にリデュース・リユースの2R）  
の推進

### 基本施策 4-1

#### 温室効果ガス排出抑制への身近な取組の推進

- 二酸化炭素等の排出抑制対策の推進

### 基本施策 5-1

#### 水・大気・土の保全

- 水と大気と土の保全

### 基本施策 5-2

#### 生活環境の保全

- 騒音・振動・悪臭対策、廃棄物の適正処理、  
不法投棄対策、まちの美化等の推進

## 計画の進行管理

### □推進体制

- ・市・市民・市民団体・地域、事業者それぞれによる主体的な活動の促進・連携・協働による取組
- ・環境計画評価部会及び環境審議会における評価・検証・審議

### □評価システム

- ・PDCAサイクルによる評価システム

近江八幡市環境実施計画

### 3. 計画の進行管理

近江八幡市環境基本計画の推進にあたっては、市、市民・市民団体・地域、事業者それぞれによる主体的な活動を促進しながら連携を図り、協働によって取り組んでいきます。

また、本市の環境施策については、評価・検証・審議を通じて、県・近隣市町等とも調整・連携し、環境基本計画との整合を図りながら、進行管理を行っていきます。このため次の組織を設置し、計画の実効性を高めていくこととしています。

また、市民や市民グループ等の活発な取組効果を最大限に発揮し、地域に暮らす市民・市民団体・地域、事業者が、地域の環境を保全していく体制づくりを進めていきます。

そのため市は、環境保全に関連する各種団体間の連携を図る仕組みづくりや、各種活動の間での情報共有と活動改善に向けたサポート等、市民・市民団体・地域、事業者との『協働』による実践的な活動を重視して、計画を推進していきます。(図 1-3)

#### [環境審議会]

「環境審議会」は、計画を推進していくための取り組みや仕掛けを検討する組織です。

学識経験者、環境保全に関して識見を有する市民等で組織する「環境審議会」において、社会情勢等も踏まえた幅広い観点より、本市における環境施策全般についての審議を行うこととします。

#### [環境計画評価部会]

環境審議会に「環境計画評価部会」を置き、環境基本計画に基づく環境実施計画の進捗等について評価を行うこととします。

#### [庁内体制・事務局]

市の環境主管課に環境審議会の事務局を置き、庁内関係各課との連絡調整等を行い、環境関連施策の進行管理や評価について、企画調整を行います。

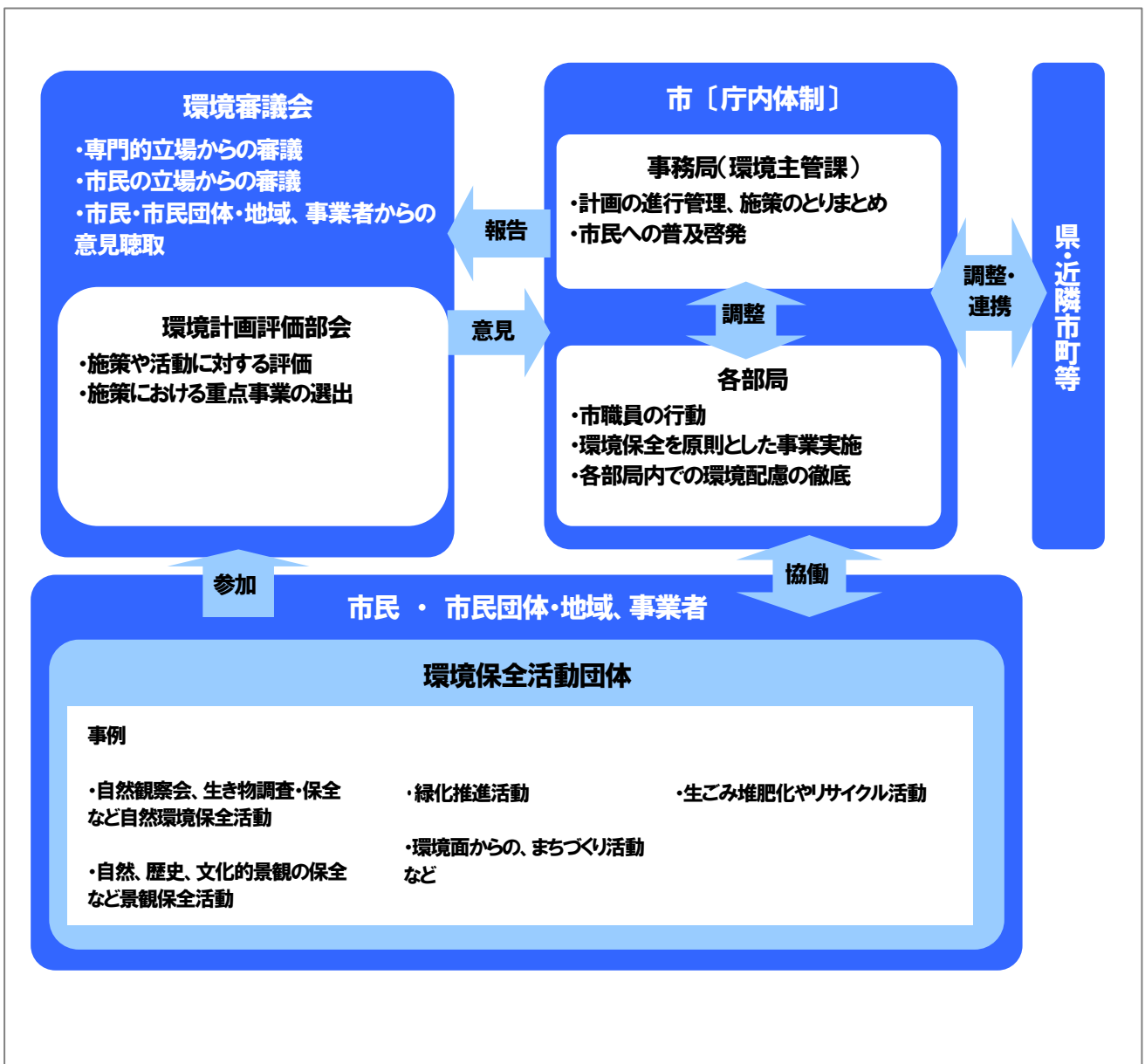


図 1-3 環境基本計画の推進体制



## 4. 評価システム

本報告書は、近江八幡市環境基本条例第 12 条（P65 参照）に基づき、市の環境の状況並びに良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策の内容等を作成し、公表することが規定されています。次頁以降、第 2 章事務事業評価報告、第 3 章年次報告～環境の現状～の 2 部構成で評価結果を報告します。環境基本計画に基づく取り組みについては、次の方法で評価を行います。

### [ 環境報告 ]

計画を効果的に進めていくため、計画策定後の環境の状況の変化や、実施した取り組みの効果を把握し、点検・評価を行い、新たな課題に対応していくことが求められます。

そこで、「環境審議会」で「近江八幡市環境報告書」の作成を進め、報告書に基づいて、以降の取り組みについて検討を行います。

### [ 継続的な改善 ]

環境主管課をはじめとする関係各課において、環境マネジメントシステムの PDCA サイクルの考え方をを用いて、Plan（プラン：計画）Do（ドゥ：実行）Check（チェック：点検・評価）Action（アクション：見直し）という手順を踏みながら点検を行うことで、取り組み内容および評価手法を継続的に改善していきます。（図 1-4）

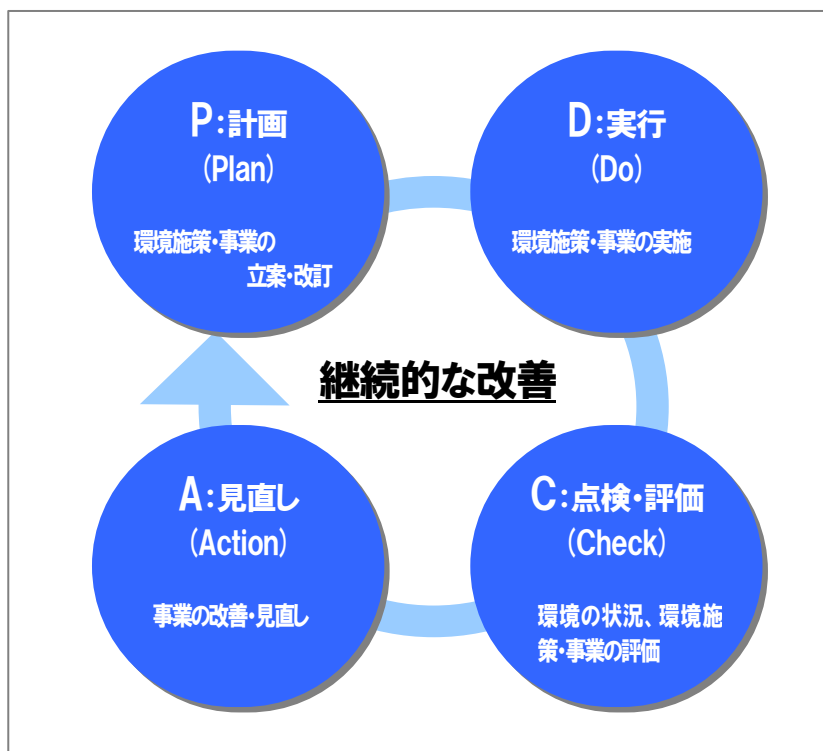


図 1-4 PDCAサイクルによる継続的な改善

## 第2章 事務事業評価報告

### 1. 事務事業評価方法について（事後評価）

市の事務担当課が自己評価した結果及び環境指標等から客観的に点検・評価し、環境基本計画の基本施策からみた事務事業評価を行いました。

#### **【基本施策からみた事務事業評価】**

環境基本計画では、5つの基本方針に基づき8つの基本施策を設定しています。これらの体系に基づき各事務事業は実施されていますが、基本施策の立場から事務事業の貢献度、進捗状況等を評価し、環境面からみた事務事業間の優先度を判定し総合的に評価しました。

環境審議会では、類似した事務事業をグループ化し、基本施策として各事務事業から相対的に力を入れて取り組む必要がある事務事業を重点事業として評価し、その結果を記載しています。なお、選出されなかった事務事業であっても、今後、事業縮小、廃止を検討する性格の評価ではありません。

※事務事業評価結果は、最終的に市の方針として決定されるものではありませんが、市として現状を踏まえ、今後どのように取り組むべきか方向性を見出すための重要な情報として位置付けています。従って、市ではこの情報を事業担当課が有効に活用し、環境基本条例第9条（P64参照）に基づき「環境基本計画との整合」に努めるものとします。

## 事務事業評価結果について

基本方針1 生物多様性に配慮して近江八幡市の優れた自然を守りましょう

### 基本施策1-1 西の湖等における地域の生物多様性の保全

#### 基本施策に対する事務事業一覧

●重点：環境審議会でも相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業

重点	コード	事務事業名	事業担当課
	1-1-1	ヨシ灯り展の開催	環境政策課
●	1-1-2	ヨシ群落保全事業	環境政策課
	1-1-3	ラムサール条約湿地保全活動	環境政策課
●	1-1-4	野生鳥獣の生活環境被害に関する対応及び外来生物対応	環境政策課
	1-1-5	有害鳥獣駆除事業	農業振興課
	1-1-6	びわ湖フローティングスクール「うみのこ」	学校教育課
●	1-1-7	校内のビオトープ活用	学校教育課

#### 環境審議会の意見

##### ●『ヨシ群落保全事業』

ヨシ群落の維持は外来種の侵入抑制や在来魚類・鳥類の生息環境保全にも直結し、湖沼環境全体の健全性を高めることにつながるため、基盤的な事業として重点的に取り組むことが必要です。

##### ●『野生鳥獣の生活環境被害に関する対応及び外来生物対応』・『農作物獣害防止対策事業』

農業被害や生態系への影響が拡大する中で、野生鳥獣や外来生物の適正管理は地域社会と自然環境の持続可能性を両立する上で必要です。市民生活や農業生産と生態系保全の調和を図る事業として、現場の声に基づいた実効性ある取り組みが求められます。

##### ●『校内のビオトープ活用』

世界や国の政策目標として、生物多様性損失を止め、その状況を改善させる動きがあるなか、市としてビオトープの設置は重要で、できるだけ多くの学校で設置され、幼保施設やコミュニティセンターについても設置を進めることを期待します。市内に点在する生き物の生息地を増やし保全することが重要で、児童が実体験を積むことで、環境教育を進めることを期待します。

##### ○その他

『びわ湖フローティングスクール「うみのこ」』によって、感受性が豊かな時期に琵琶湖を肌で感じながら環境について学ぶ機会をもつことは、他県にはない特徴的な環境教育であり、次世代のリーダーの育成にも重要な取り組みで、継続していくことが大切です。

基本方針 1 生物多様性に配慮して近江八幡市の優れた自然を守りましょう

**基本施策 1-2 広大な農地や点在する里山等の二次的な自然環境の保全・再生**

基本施策に対する事務事業一覧			
●重点：環境審議会で相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業			
重点	コード	事務事業名	事業担当課
	1-2-1	米政策推進事業	農業振興課
●	1-2-2	環境保全型農業直接支援対策事業	農業振興課
	1-2-3	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策	農村整備課
●	1-2-4	食農教育ファーム推進支援事業	学校教育課
●	1-2-5	森林環境学習「やまのこ」事業	学校教育課

環境審議会の意見
<p>●『環境保全型農業直接支援対策事業』</p> <p>環境保全型の農業を拡大させていくことは、地球温暖化防止や生物多様性保全の観点、及び食の安心安全や暮らしやすい環境の維持にも繋がっているため、非常に重要です。資金面でのサポートに加え、環境保全型農業で生産された農作物についての消費者理解が進むような施策が必要です。環境に配慮しながら農業を行うことが、生産者の負担にならないよう、かつ、地域の活性化につながる取り組みとなることを期待します。</p> <p>●『食農教育ファーム推進支援事業』</p> <p>感受性豊かな小学生の時期に、日本人の主食である米づくりなどを体験することは、農業の大変さや大切さ、自然の恵みを体感し、食を支える方々の活動への理解を深めることにつながります。食品ロス削減や地産地消の心が芽生え、環境負担の低減につながるため重要です。</p> <p>●『森林環境学習「やまのこ～沖島・やまびこ～」事業』</p> <p>森林は、生態系や土壌の保全に資するとともに、獣害や水害から市民を守る重要な役割を担っているため、この事業は次世代の環境リーダー育成のために重要な取り組みです。事前学習を十分に行い、その後も森林を大切にすることを意識を持ち続けることが求められ、学習の成果については、積極的に発信されることを期待します。</p> <p>○その他</p> <p>農村地域においては、後継者不足と高齢化が進み、地域によっては深刻な状況になっています。『世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策』において、住民主体で将来構想を検討することだけでなく、他地域からの人材の受け入れや根本的な少子化対策、農村暮らしの魅力のアピール等、他の角度からも策を検討していくことを求めます。</p>

基本方針2 全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み地域活性化に活かしましょう

**基本施策2-1 八幡堀や安土城跡・西の湖周辺等の歴史的・文化的景観等の保全・再生**

基本施策に対する事務事業一覧			
●重点：環境審議会で相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業			
重点	コード	事務事業名	事業担当課
	2-1-1	風景計画推進事業	都市計画課
●	2-1-2	重要文化的景観構成要素等の保護	文化振興課
●	2-1-3	伝統的建造物群修理・修景事業	文化振興課
	2-1-4	ウォーリス建築文化ネットワーク	文化振興課
●	2-1-5	無形民俗文化財である祭礼を守り継承する事業	文化振興課
	2-1-6	啓発（市史編纂事業・文化財保護事業）	文化振興課
	2-1-7	屋外広告物の規制	都市計画課
	2-1-8	近隣景観形成協定地区修景対策事業の推進	都市計画課

環境審議会の意見
<p>●『重要文化的景観構成要素等の保護』</p> <p>重要文化的景観は地域の歴史や自然を知るうえで重要な役割を果たすものであり継続的に守ることが必要です。滋賀県内でも珍しい魅力の一つであり、観光資源であるとともに、そこで暮らす人々にとって誇りであるため、さらなる保全に注力するとともに、観光分野との連携によって相乗効果を生み出し、地域活性化へとつなげていくことを期待します。</p> <p>●『伝統的建造物群修理・修景事業』・『ウォーリス建築文化ネットワーク』</p> <p>歴史的な建築物は地域アイデンティティを形づくる象徴であり、修理・修景は景観保全の実効性を高める取り組みです。住民の生活空間と文化資産を一体的に維持することで、地域に根ざした文化的価値を将来世代へと伝える意義が大きく、伝統を上手く継続させながら、地域活性化にもつながるような新たな取り組みも必要です。</p> <p>●『無形民俗文化財である祭礼を守り継承する事業』</p> <p>歴史や文化は一度喪失されるともう一度取り戻すことは困難であり、祭礼の継承や歴史資料の効果的な情報発信は歴史・文化を紡いでいく上で有効な手段です。また、祭りの運営には、山車や神輿の制作・修理、伝統芸能の演舞など、特定の技術や知識を要することが多く、後継者の養成や技術研修には相應の費用が掛かるため、文化断絶を防ぐために行政の継続的な支援が必要です。</p> <p>○その他</p> <p>伝統的な行事や文化を知ることは、過去に人間が自然に寄り添って共存してきた営みを知り、環境問題を考えることや保全につながります。子どもの時からそういったものに触れ、身近に感じてもらう機会が大切で、歴史的・文化的な市の資源を維持・活用することを期待します。</p>

基本方針2 全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み地域活性化に活かしましょう

**基本施策2-2 近江八幡の水郷等の環境特性を活かした地域活性化の推進**

基本施策に対する事務事業一覧			
●重点：環境審議会で相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業			
重点	コード	事務事業名	事業担当課
	2-2-1	自然公園施設維持管理事業	都市計画課
	2-2-2	地域まちづくり支援交付金事業	まちづくり協働課
	2-2-3	まちづくり・NPO活動促進	まちづくり協働課
	2-2-4	協働型まちづくり事業	環境政策課
	2-2-5	生活環境の緑づくり事業	農業振興課
●	2-2-6	環境問題に関する学習の実施	学校教育課
	2-2-7	飼育や栽培の体験学習の実施	学校教育課
	2-2-8	環境関連企画展示等開催	図書館
●	2-2-9	水郷ブランド認証制度	農業振興課
	2-2-10	産地生産拡大事業	農業振興課
●	2-2-11	給食業務（保育所・こども園）	幼児課
	2-2-12	給食業務	学校給食センター

環境審議会の意見
<p>●『環境問題に関する学習の実施』・『飼育や栽培の体験学習の実施』 総合的な学習時間に、環境問題や飼育栽培に関する学習活動を取り入れることにより、自然や命の大切さを感じてもらい、身近なことから問題意識をもってもらえることができる重要な取り組みです。</p> <p>●『水郷ブランド認証制度』・『産地生産拡大事業』 水郷ブランドについては、環境に配慮された農作物であり、取り組む農家を増やす施策とともに、消費者への認知度を上げる取り組みを進めることが重要です。地産地消は環境面（脱炭素）においても重要である点も広く周知することが必要です。</p> <p>●『給食業務（保育所・子ども園）』・『給食業務』 地元の郷土料理、特産品、地場産物を給食に取り入れることは、郷土愛を育むことにつながります。暮らしている地域の歴史にも触れ、地域の食材に対する理解を深めてもらい、子供の健康に配慮した取り組みの継続を望みます。</p> <p>○その他 近江八幡の水郷は、自然資源・歴史文化・景観美を備えた希少な地域資源です。人口減少などの地域経済の衰退と言った社会問題に対して、持続可能な地域経営を推進することが重要です。</p>

基本方針3 市民の力を合わせて循環型社会を形成しましょう

**基本施策3-1 身近な取組から始める5Rの推進**

基本施策に対する事務事業一覧			
●重点：環境審議会で相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業			
重点	コード	事務事業名	事業担当課
	3-1-1	資源ごみ集団回収奨励事業	生活環境課
	3-1-2	環境エネルギーセンター運営事業	生活環境課、環境エネルギーセンター
●	3-1-3	廃棄物抑制対策	生活環境課
●	3-1-4	生ごみ処理器購入補助事業	生活環境課
	3-1-5	廃食油の回収事業	生活環境課
●	3-1-6	リサイクル運動の実施	学校教育課
	3-1-7	ごみ処理についての施設見学および学習	学校教育課
	3-1-8	保育業務(リサイクル)	幼児課
	3-1-9	再生アスファルトの利用、残土の利用	土木課
	3-1-10	再生砕石の利用	土木課
	3-1-11	農業用使用済みプラスチック適正処理	農業振興課
	3-1-12	グリーン購入の推進	管財契約課

環境審議会の意見
<p>●『廃棄物抑制対策』</p> <p>廃棄物排出量の削減は市民が主体的に取り組めるものであり、処理費用の削減にもつながるため重要な取り組みです。各家庭におけるごみの削減量などの具体的な数値を示して「見える化」し、個人の日々の行動につなげられるような効果的な取組を期待します。</p> <p>●『生ごみ処理器購入補助事業』、『廃食油の回収事業』</p> <p>家庭や事業所から発生する廃食油を資源として回収し、再利用する取り組みは、市民の身近な参加を促す循環型社会の実践的な入口となります。廃棄物削減と再生可能エネルギー利用の促進に直結し、環境教育や啓発効果も高く、事業を継続することが必要です。</p> <p>●『リサイクル運動の実施』・『ごみ処理についての施設見学および学習』</p> <p>児童が主体的に取り組むことで環境問題への関心や責任感を育てる貴重な学習の機会となります。実体験を通じて資源循環の大切さを理解し、持続可能な社会づくりへの意識を高めることができ、重要な事業です。</p> <p>○その他</p> <p>これまで取り組まれてきた施策の継続も重要ですが、住民の意識を高め、自発的に取り組めるような新しい生活様式に即した5Rの推進を期待します。食品ロス削減など身近な取組から始められる具体的なメニューを提示し、推進されることを望みます。</p>

基本方針4 エネルギーを大切に使うことでゼロカーボンシティの実現を目指しましょう

**基本施策4-1 温室効果ガス排出抑制への身近な取組の推進**

基本施策に対する事務事業一覧			
●重点：環境審議会で相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業			
重点	コード	事務事業名	事業担当課
●	4-1-1	地球温暖化対策実行計画推進事業	環境政策課
	4-1-2	市施設における省エネ対策	管財契約課
	4-1-3	脱炭素実行計画策定事業	企画課
	4-1-4	夏季軽装勤務促進	人事課
	4-1-5	自動車管理計画の推進	管財契約課
●	4-1-6	地球環境やエネルギーに関する学習	学校教育課
	4-1-7	保育業務(緑のカーテン)	幼児課
	4-1-8	市民バスの運行	交通政策課
	4-1-9	市庁舎整備事業	市庁舎整備推進室
●	4-1-10	住宅用再生可能エネルギー導入補助事業	環境政策課
	4-1-11	省エネ家電製品買換え支援事業	環境政策課

環境審議会の意見
<p>● 『地球温暖化対策実行計画推進事業』・『市施設における省エネ対策』・『脱炭素実行計画策定事業』</p> <p>数値目標は設定されていますが、それに向けた具体的な削減方法が示されていない点が課題です。年度ごとの進捗管理を徹底し、必要に応じて具体的な見直しを行うことが重要です。温室効果ガス排出量を2030年に半減させる目標(2013年度比)に向けては、再生可能エネルギー導入の具体的なロードマップを策定することが必要です。省エネルギー対策についても、意識の向上にとどまらず、具体的な手法を職場において確立していくことを期待します。</p> <p>● 『地球環境やエネルギーに関する学習』・『保育業務(緑のカーテン)』</p> <p>これからの世代はますます気候変動の影響を受けることとなります。現在何が起きているのか科学的に正しい知識を得ることが重要です。継続的学習や事業を通じて、より理解を深めることを期待します。</p> <p>● 『住宅用再生可能エネルギー導入補助事業』</p> <p>住宅への再生可能エネルギー導入補助は、家庭のCO<sub>2</sub>削減やエネルギー自給につながり、災害時の電力確保にも有効です。市民が取り組みやすい環境を整えることで普及を加速させ、地域全体の脱炭素化を推進できるため、今後も継続すべき重要な施策です。</p> <p>○その他</p> <p>地球温暖化防止活動の取り組みは急務で、子どもから大人まで学校から行政・事業者・家庭までの徹底した省エネ啓発や実践取組は重要です。補助制度も平行して継続的な実施を期待します。</p>

基本方針5 市民の健康な暮らしを支える水環境や生活環境を守りましょう

**基本施策5-1 水・大気・土の保全**

基本施策に対する事務事業一覧			
●重点：環境審議会で相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業			
重点	コード	事務事業名	事業担当課
	5-1-1	県地下水調査	環境政策課
●	5-1-2	下水道・浄化槽・農業集落排水業務	上下水道施設課、環境政策課
	5-1-3	浄化槽設置整備事業	環境政策課
	5-1-4	浄化槽維持管理事業	環境政策課
●	5-1-5	水質等調査事業	環境政策課
	5-1-6	水の啓発	上下水道総務課
●	5-1-7	上下水道の処理施設の見学および学習	学校教育課

環境審議会の意見
<p>● 『下水道・浄化槽・農業集落排水業務』</p> <p>生活排水や農業排水の適正処理は、水質汚濁を防ぎ、琵琶湖や西の湖をはじめとする地域の水環境を守る基盤となります。公共インフラの整備・維持を通じて水質保全を確実に推進し、市民生活の衛生向上にも直結するため、重点的に取り組むことが必要です。</p> <p>● 『水質等調査事業』</p> <p>身近な河川の状況を常に把握することは大切で、今後対策すべきことにいち早く気づくことができ、市民に情報を共有することにより、意識の向上につながるため、今後とも継続的な水質調査に期待します。</p> <p>● 『上下水道の処理施設の見学および学習』</p> <p>きれいな水があることが当たり前のように思えますが、世界的に見たら日本の水がとても恵まれた状況にあることを自覚し、SDGsの視点からも水問題について高い関心を有していくことが重要です。上下水道の処理施設を見学することにより、身近な生活で普段何気なく使用している水の大切さを知ることは重要です。世界的にも、日本(近江八幡市)の水の安全性を発信していくことが必要です。</p> <p>○その他</p> <p>『浄化槽維持管理補助金交付事業』において、浄化槽は下水道に比べエネルギー消費が少なく、微生物処理で環境にも配慮され、流す汚水に責任感を感じさせる処理方法である一方、維持・管理は簡単ではないため、保守点検、清掃、検査が継続的になされるよう資金面での支援は重要です。</p>

基本方針5 市民の健康な暮らしを支える水環境や生活環境を守りましょう

**基本施策5-2 生活環境の保全**

基本施策に対する事務事業一覧			
●重点：環境審議会でも相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業			
重点	コード	事務事業名	事業担当課
	5-2-1	工場立入調査	環境政策課
	5-2-2	環境保全対策推進事業（騒音、振動、悪臭等）	環境政策課
	5-2-3	最終処分場施設維持管理	生活環境課
●	5-2-4	地域の環境美化推進事業	環境政策課
	5-2-5	環境美化の日の取組	学校教育課
	5-2-6	ごみカレンダーによる啓発	生活環境課
	5-2-7	放置自転車対策	交通政策課
●	5-2-8	河川愛護（自治会）事業	土木課
	5-2-9	河川管理事業（水路等の浚渫）	土木課
	5-2-10	ヘドロ回収事業	土木課
	5-2-11	自走式草刈機貸出業務	環境政策課
●	5-2-12	ポイ捨て等禁止監視パトロール事業	環境政策課

環境審議会の意見
<p>●『地域の環境美化推進事業』・『環境美化の日の取組』</p> <p>より多くの方が活動に参加することで、環境の保全につながりますが、地域全体で美化環境意識の向上を目指し、市、地域、学校、事業所の全体が地域を大切にすることを重要と見て取り組んで行くことが重要です。</p> <p>●『河川愛護（自治会）事業』・『河川愛護（水路等の浚渫）』・『ヘドロ回収事業』</p> <p>市・県・自治会・ボランティアの協働活動は、住民同士のつながりを深めるとともに、草刈りやゴミ清掃を通じて琵琶湖の水質保全に直接貢献します。地域が一体となって環境を守る意識を醸成するため、今後も継続すべき重要な取り組みです。</p> <p>●『ポイ捨て等禁止監視パトロール事業』</p> <p>ポイ捨て防止パトロールは、ポイ捨て行為に関する市民の意識醸成、街の美観維持、不法投棄の未然防止等において重要です。有効性のある活動をしていくために今後さらに活動の方法について検討するとともに、市民の意識醸成に努めることが必要です。</p> <p>○その他</p> <p>環境保全対策推進事業（騒音、振動、悪臭等）は市民生活に直結する生活環境の質を確保するための基盤的施策です。早急かつ継続的な対応が求められ、地域の居住環境や定住意欲に直結し、まちの持続的発展にも影響を与えるため、重要な取り組みです。</p>

### 3. 事務事業一覧

コード	事業事業名	令和6年度 担当課	事業内容
基本方針1 生物多様性に配慮して近江八幡市の優れた自然を守りましょう			
基本施策1-1 西の湖等における地域の生物多様性			
1-1-1	ヨシ灯り展の開催	環境政策課	西の湖の豊かな自然環境を守るため、実行委員会がヨシ灯り展を実施。
1-1-2	ヨシ群落保全事業	環境政策課	西の湖周辺のヨシ刈り、ヨシ焼き等を行う団体を支援し、ヨシ群落の保全に加え、水質浄化、生態系の保全に努める。
1-1-3	ラムサール条約湿地 保全活動	環境政策課	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 登録湿地等の保全管理に関する研修、ラムサール条約関係予算獲得に向けた陳情・請願、国内登録湿地拡大への取り組み。  琵琶湖ラムサール条約連絡協議会 ラムサール条約登録湿地である琵琶湖の保全活動に関する情報交換及び啓発活動。
1-1-4 1-1-5	野生鳥獣の生活環境 被害に関する対応及 び外来生物対応	環境政策課	県と連携を図りながら、野生鳥獣の生活環境被害に関する対応及びアライグマ等の外来生物の対応を行う。また、生活環境被害を防ぐための捕獲申請があった場合、許可事務を担当する。
	有害鳥獣駆除事業	農業振興課	農作物の被害を防止するため、農作物に被害を与えている鳥獣に対し銃器・檻を使用し駆除を行う。また、捕獲のみではなく防ぐ対策として、侵入防止柵の設置を行う。
1-1-6	びわ湖フローティン グスクール「うみの こ」	学校教育課	小学校5年生が学習船「うみのこ」に乗船・宿泊し、集団宿泊体験学習や琵琶湖環境学習を行う。
1-1-7	校内のピオトープ活 用	学校教育課	小学校のピオトープを環境教育の場に利用する。

令和6年度 実績	令和6年度 実績の説明等	特記事項
<p>1/1= 100%</p> <p>※ ヨシを素材にしたオブジェ「ヨシ灯り」において、県内外から483点(令和5年度は361点)の出展があった。</p>	<p>ヨシ灯り展の開催数 / ヨシ灯り展の計画数</p>	<p>天候の影響により開催の可否、参加者数が増減する</p>
<p>延べ150名がヨシ地の清掃、ヨシ刈り、ヨシ焼きに参加した。</p>	<p>ヨシ地の清掃、ヨシ刈り、ヨシ焼きを実施し、ヨシ地保全に寄与した。</p>	
<p>環境保全団体との協働による水鳥観察会の実施。(年3回開催)</p>	<p>環境保全団体との協働で水鳥観察会開催を実施した。</p>	<p>平成30年度をもって、琵琶湖ラムサール条約連絡協議会は解散</p>
<p>90/90 = 100%</p> <p>アライグマ等の目撃情報を基に、箱罠の設置によるアライグマ等の捕獲実績は目標数を達成し、住民の不安を和らげることができた。</p> <p>210/240 =87.5%</p> <p>328/350=93.7%</p> <p>【算出根拠】 東近江地域鳥獣被害防止計画</p>	<p>外来生物捕獲実績 / 外来生物捕獲実績</p> <p>イノシシ捕獲実績 / 捕獲目標数</p> <p>アライグマ等外来獣捕獲実績 / 捕獲目標数</p>	<p>イノシシ、外来獣等は生き物であることから、様々な要因が働くことで年度や季節によって出没場所や捕獲頻度に大差がでる。</p>
<p>12/12=100%</p>	<p>市立小学校全12校で実施した。</p>	
<p>4/4 = 100%</p>	<p>市内設置校 4校 全設置校において、ピオトープを活用した学習活動を実施した。</p>	

コード	事業事業名	令和6年度 担当課	事業内容
基本方針1 生物多様性に配慮して近江八幡市の優れた自然を守りましょう			
<b>基本施策1-2 広大な農地や点在する里山等の二次的な自然環境の保全・再生</b>			
1-2-1	米政策推進事業	農業振興課	食料自給率の向上を目指し、麦・大豆・土地利用型作物の作付拡大を推進。
1-2-2	環境保全型農業直接支援対策事業	農業振興課	環境こだわり農産物等の先進的な営農活動の推進。 ※環境こだわり農産物（滋賀県環境こだわり農産物認証制度において認証された農産物）
1-2-3	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策	農村整備課	地域ぐるみで取組む農地や農業施設の保全活動など効果の高い共同活動の推進。
1-2-4	食農教育ファーム推進支援事業	学校教育課	地域の田んぼや学校園を活用して、米や野菜を育て収穫し食べるなどの農業体験学習を実施する。
1-2-5	森林環境学習「やまのこ」事業	学校教育課	小学校4年生が沖島を訪れ、地域の特色や森林環境を生かした体験型の環境学習を行う。
基本方針2 全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み地域活性化に活かしましょう			
<b>基本施策2-1 八幡堀や安土城跡・西の湖周辺等の歴史的・文化的景観等の保全・再生</b>			
2-1-1	風景計画推進事業	都市計画課	風景計画区域内において、一定規模の建築行為などを行う場合は、風景形成基準に従って良好な風景が形成されるよう、景観法に基づく届出が必要となり、建築物等に対し、周辺の風景と調和するように規制誘導を行う。
2-1-2	重要文化的景観構成要素等の保護	文化振興課	重要文化的景観の保全をするため、構成要素全体を保全していくとともに、主要な構成要素については修理事業を実施し、保全していく。
2-1-3 2-1-4	伝統的建造物群修理・修景事業	文化振興課	伝統的建造物群保存地区を守るために、修理・修景事業の指導をしていき、必要に応じて補助金を交付し事業を円滑に実施する。
	ヴォーリス建築文化ネットワーク	文化振興課	ヴォーリス建築文化全国ネットワークに加盟し、加盟団体との情報共有をし、市内に残るヴォーリス建築の保存・活用について考える。

令和6年度 実績	令和6年度 実績の説明等	特記事項
44.7%/39.9% = 112.0%	※生産調整率（実績(%) / 目標(%)) 米の生産目標数量から換算 （水稻作付実績面積 / 対象水田面積） 226,197a / 408,718a=55.3%	
943ha/939ha=100.4%	実績面積(ha)/目標面積(ha)	制度改正等により、取組に大きく影響を及ぼす。
3,657ha/3,705ha =98.70%	実績面積 (ha)/目標面積 (ha)	
12 / 12 = 100%	市内小学校全12校で実施した。	
12 / 12 = 100%	市立小学校全12校で実施した。	
116/116= 100% 景観法に基づき届出された行為内容は、風景計画に定める風景形成基準におおむね適合し、市にふさわしい良好な景観形成を図ることができた。	届出審査件数/届出件数 風景計画に基づく届出件数116件 （内訳） 全市計画 22件 水郷風景計画 13件 伝統的風景計画 45件 歴史文化風景計画 36件	
重要文化的景観選定地区の開発あるいは保全作業等の相談に対応し、保全を行う。 また、景観構成要素であるヨシ地の保全活動団体への支援を行った。	重要文化的景観保存に関わる案件について5件協議を行い、1件調整した。 また、令和5年度にヨシ地の保全活動を行う「近江八幡市ヨシ群落保全団体」に対し、補助金を交付した団体より報告（令和5年度から10年間のうち2年目）を受けた。	
修理・修景事業4件の申請について、予定通り完了し、伝統的建造物群の保存が的確に行えた。また、対象の事業に補助金を交付して、事業の支援を行った。この他、補助金外での対応を指導した。	本年度計画していた修理・修景事業が完了し、重要伝統的建造物群保存地区の建造物や景観が当初の目的どおり保護ができた。	
定期的に情報の交換をネットワークのメンバーと行い、保全活動につなぐことができた。近代建築調査については令和7年度報告書刊行に向けて調査を協同で行った。	歴史的価値のあるヴォーリズ建築に関する啓発を進めた。近代建築調査は令和7年度報告書刊行に向けて調査等を進めた。	

コード	事業事業名	令和6年度 担当課	事業内容
2-1-5	無形民俗文化財である祭礼を守り継承する事業	文化振興課	国選択無形民俗文化財となっている「近江八幡の火祭り行事」について、脈々と受け継がれている伝統文化の継承を行う。
2-1-6	歴史資料保存活用事業	文化振興課	市史編纂事業にて収集された資料の整理作業と調査を行う。また市史『近江八幡の歴史』の普及啓発を進める。
2-1-7	屋外広告物の規制	都市計画課	市内に掲出されている屋外広告物の把握を行い、違反屋外広告物の撤去、簡易除却及び道路の不法占用物件に対する指導を行う。
2-1-8	近隣景観形成協定地区修景対策事業の推進	都市計画課	滋賀県の「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づく景観形成に関する協定の区域内における地域に根ざした住民主導の景観保全を進める。
<p>基本方針2 全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み地域活性化に活かしましよう</p> <p><b>基本施策2-2 近江八幡の水郷等の環境特性を活かした地域活性化の推進</b></p>			
2-2-1	自然公園施設維持管理事業	都市計画課	自然公園において、利用される機会の多い自治会に維持管理業務委託を行う。
2-2-2	地域まちづくり支援交付金事業	まちづくり協働課	各地域のまちづくり協議会に対し、まちづくり支援交付金を交付し、「環境まちづくり事業」等を各地域で行う。
2-2-3 2-2-4	まちづくり・NPO活動促進	まちづくり協働課	「近江八幡市NPOによる社会貢献活動の促進に関する条例」等に基づき、NPO活動の支援と協働によるまちづくりの推進を図る。
	協働型まちづくり事業	環境政策課	環境基本計画の基本方針に掲げられた協働の取組を実践する環境保全団体に対し、協働型まちづくり事業交付金を交付し、活動を支援する。

令和6年度 実績	令和6年度 実績の説明等	特記事項
国選択無形民俗文化財のうち、県選択無形民俗文化財である八幡祭り、左義長祭り、篠田の花火に補助金を交付して、伝統的な文化財の継承を支援した。	八幡祭り、左義長祭り、篠田の花火の継承ができた。また補助金の交付をした。	
『近江八幡の歴史』の頒布と、市史のきれいな資料の整理が実施できた。	市史「近江八幡の市史」を44冊頒布できた。	
1 / 1 = 100% クリーン作戦による市内パトロールを実施し、違反広告物や未申請広告物に対し通知を行い適正となるよう指導を行うことができた。	実施回数／計画回数 広報誌、ホームページにて啓発 関係団体へ周知啓発 口頭指導3件、文書指導0件、簡易除却6件	広告主、掲出業者
1 / 1 = 100%	交付団体数／申請団体数	自治会加入者数の減少など地域活動の低下。
3園	全ての自然公園において維持管理ができた。	
11 / 11 = 100% まちづくり支援交付金を活用し、各学区において地域の特性に応じた環境への取り組みが実施された。事業の一例として、八幡堀の清掃、白鳥川美化活動、環境保全学習、不法投棄パトロール、ポイ捨て禁止看板作成、生ごみリサイクル学習など郷土の環境を守る多種多様な活動が展開された。	まちづくり支援交付金を活用した環境まちづくり事業を実施した学区の数 / 全学区数	各学区への交付金事業のため、地域の主体性を重視する必要がある。
61/61=100%	NPO等の登録団体数 令和6年度登録団体数／令和5年度登録団体数	環境保全活動に取り組む団体に特化した補助制度は無い（市民活動全般に対する補助制度は有り）。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習等の啓発活動</li> <li>植物観察、野鳥観察、蛍の生育調査、水辺の体験学習、生ごみの堆肥化、地球温暖化防止等の啓発</li> <li>・環境保全活動</li> <li>琵琶湖畔、西の湖周辺、白鳥川、よし笛ロード、山本川、八幡山等の環境保全活動。</li> </ul>	環境学習等の啓発活動、環境保全活動を実践いただき、環境保全団体の自主的な活動が展開された。	

コード	事業事業名	令和6年度 担当課	事業内容
2-2-5	生活環境の緑づくり 事業	農業振興課	緑の募金の還元事業として、募金いただいた自治会を対象に要望調査し、苗木を配付。
2-2-6 2-2-7	環境問題に関する学 習の実施	学校教育課	地域に根ざした環境問題に関する学習を実施する。
	飼育や栽培の体験学 習の実施	学校教育課	生きものを飼ったり、植物を育てたりして生き物への親しみをもち、それらの育つ環境や成長の様子を学習する。
2-2-8	環境関連企画展示等 開催	図書館	両館で自然や環境に関する本を展示、貸出することで、市民の環境に関する関心・意識を高める。
2-2-9 2-2-10	産地生産拡大事業 (水郷ブランド認証 制度)	農業振興課	近江八幡市で生産される農産物のブランド化を図るため、土づくりや減農薬など栽培から出荷までの栽培管理を実施することにより、化学合成農薬等の使用量を慣行栽培基準の5割以下とした農作物に対して、出荷時に「近江八幡水郷ブランド農産物」と表示できることを認証する制度。
	産地生産拡大事業 (地産地消の取組)	農業振興課	近江八幡市で生産された農水産物の地産地消を推進するため、市内の朝市・直売所などの情報発信をし、市民が活用できる機会が増すようにする事業。
2-2-11 2-2-12	給食業務 (保育所・こども 園)	幼児課	月に1回「郷土料理の日」を設け、地元の郷土料理・特産品・地場産物を給食に取り入れる。

令和6年度 実績	令和6年度 実績の説明等	特記事項
苗木配布本数 / 自治会希望数 138本/138本= 100%	自治会からの苗木配布希望数を目標数値とした。R6年度は11自治会から138本の苗木配布希望があり、希望通り各自治体に配布した。地域住民の緑化意識の高揚を図り、快適で健全な生活環境づくりを推進できた（長年の取り組みの成果もあり、概ね各自治会で活用済み）。	集落からの緑の募金の還元事業として行っている。全体の募金額によって配分額が変わってくるため、集落からの要望が配分額を上回った際には、配布数に制限をかける必要があり、達成率が低下する可能性がある。
苗木配布本数 / 自治会希望数 281本 / 281本 = 100%  16/16 = 100%	281本の苗木を15自治会へ配付し、地域住民の緑化意識の高揚を図り、快適で健全な生活環境づくりを推進できた（長年の取り組みの成果もあり、概ね各自治会で活用済み）。  学習指導要領（主に社会科、理科、家庭科、総合的な学習（3～6年）の時間） 市立小中学校全16校で実施した。	集落からの募金の還元事業として行っている。全体の募金額によって配分額が変わってくるため、集落からの要望が配分額を上回った際には、配布数に制限をかける必要があり、達成率が低下する可能性がある。
近江八幡館・安土館あわせて環境・自然に関する図書を170冊受入れした。	受入れした環境・自然関連の図書を使って展示・貸出を行い、環境問題啓発に取り組んだ。	
53.0/ 100 =53.0%  12/14 = 85.7%	実績面積 (ha) / 目標面積 (ha)  軽トラ市開催数 / 軽トラ市目標開催数	・人件費以外に予算の支出は伴わない。
12/12=100%	地元の郷土料理・特産品・地場産物の提供月数(月) / 給食実施月数(月)	

コード	事業事業名	令和6年度 担当課	事業内容
	給食業務	学校給食センター	地元の農作物や食材を給食に取り入れる。
<b>基本方針3 市民の力を合わせて循環型社会を形成しましょう</b> <b>基本施策3-1 身近な取組から始める5Rの推進</b>			
3-1-1	資源ごみ集団回収推進事業	生活環境課	ごみの減量化とごみの再生利用を促進するために、資源ごみ集団回収団体が実施する集団回収に対し奨励金を交付。
3-1-2	環境エネルギーセンター運営事業	生活環境課 環境エネルギーセンター	ごみの資源化をはじめとした資源循環型社会の構築やごみの排出抑制などを推進できる地域の拠点施設として、安全・安心な運営を行う。
3-1-3	廃棄物抑制対策	生活環境課	ごみの減量化と適正処理の啓発
3-1-4 3-1-5	生ごみ処理器購入補助事業	生活環境課	生ごみの自家処理の推進のため、生ごみ処理器の購入に対する補助金を交付。
	廃食油の回収事業	生活環境課	市内の家庭から出る廃食油をガソリンスタンドを拠点として回収。回収した廃食油の資源化。
3-1-6 3-1-7	リサイクル運動の実施	学校教育課	総合的な学習の時間（3～6年生）や児童会・生徒会活動等でリサイクル活動を実施する。

令和6年度 実績	令和6年度 実績の説明等	特記事項
17/17= 100%	「はちまんの日」実施回数 / 給食実施日で8がつく日  市内産の農畜産物や特産物を旬に応じて積極的に料理に活用し提供できた。	
(資源回収量) 562/666=84.4%  (取組団体数) 86/98=87.8%	(資源回収量) 令和6年度回収量実績(t)/令和5年度回収量実績(t)  (取組団体数) 令和6年度取組団体数/令和5年度取組団体数	新型コロナ禍の影響により、近年、取組団体数は、減少傾向であったが、若干、回復の兆しがある。
排ガス等の施設基準値(自主規制値)を遵守した上で、安全・安心な運営を行ってきた。	排ガス等の施設基準値を遵守することを目標として設定し、目標を達成することが出来た。	
(g/人・日) 604g/632g=95.6%	(1人1日当たりのごみの排出量) 令和5年度1人1日当たりの家庭ごみ排出量実績(g/人日)/令和6年度1人1日当たりの家庭ごみ排出量指標(g/人日) ※家庭ごみ排出量 18,103 t ※ごみの総排出量 25,461 t	
令和6年度の補助実績：137世帯 内訳 電気式処理器：93世帯 非電気式処理器：44世帯  2,010kg/2,120kg=94.8%	令和6年度の生ごみ処理器購入補助実績世帯数 ※平成29年度以降の累計 平成29年度末 累計：363世帯 平成30年度末 累計：399世帯 令和元年度末 累計：435世帯 令和2年度末 累計：574世帯 令和3年度末 累計：694世帯 令和4年度末 累計：819世帯 令和5年度末 累計：964世帯 令和6年度末 累計：1,091世帯  令和6年度スタンド回収量(kg) /令和5年度スタンド回収量(kg)	生ごみ処理器による年間ごみ排出削減量 (推計値)  604(g/人日)× 2.28(人/世帯)× 365(日/年)× 19.7%(厨芥類の割合)×1,091台 (生ごみ処理器累計)≒108.03t
16/16 = 100%	市立小中学校全16校で実施。 各校の児童会・生徒会活動で実施した。	PTAが解散・休止している学校があるためPTA活動として実施は難しい。有志での活動を継続している学校もある。

コード	事業事業名	令和6年度 担当課	事業内容
	ごみ処理についての 施設見学および学習	学校教育課	小学校4年生が社会科の学習の一環として、焼却施設、最終処分場、パッカー車を見学するなどごみ処理について学習する。
3-1-8	保育業務 (リサイクル)	幼児課	空箱やペットボトル、チラシや新聞紙、包装紙などを有効活用する。
3-1-9 3-1-10	再生アスファルトの 利用  再生砕石の利用	土木課  土木課	工事において再生アスファルトを利用し、リサイクルに努める。(再生密粒度As)  工事において、設計上問題がなければ再生砕石の利用を行う。(再生クラッシャー)
3-1-11	農業用使用済みプラ スチック適正処理	農業振興課	産業廃棄物である農業用使用済みプラスチック及び廃農業を回収し、専門の処理業者に委託し処分。
3-1-12	グリーン購入の推進	管財契約課	グリーン購入に係る情報の提供・啓発・推進活動。
<p>基本方針4 エネルギーを大切に使うってゼロカーボンシティの実現を目指しましょう</p> <p><b>基本施策4-1 温室効果ガス排出抑制への身近な取組の推進</b></p>			
4-1-1 4-1-2	地球温暖化対策実行 計画推進事業  市施設における省エ ネ対策	環境政策課  管財契約課	地球温暖化対策実行計画の実効性を確保するため、 進行管理を行う。 5年に1回計画の改定を行う。  地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく省エネへの取り組み、各職場への啓発。
4-1-3	脱炭素推進事業	企画課	脱炭素社会の実現に向けた各種目標やプロジェクトを定める「脱炭素ビジョン2050」（以下「ビジョン」という。）の推進を行う。

令和6年度 実績	令和6年度 実績の説明等	特記事項
10/12 = 83.3%	学習指導要領（社会科4年「廃棄物の処理」ごみ、下水で選択。本市副読本「わたしたちの近江八幡」に掲載。 市立小学校10校で近江八幡環境エネルギーセンターを見学した。	
10/10=100%	実施園・所数 / 保育所・こども園・幼稚園施設数	
18/18 = 100%（内修繕工事5件）	リサイクル材利用工事数 / 対象工事数	
13/13 = 100%	リサイクル材利用工事数 / 対象工事数	
実施回数 / 予定回数 6回/6回= 100 %  廃プラ回収量 26.0t 廃農薬回収量 905kg 回収量は大中地域を除く （能登川大中も参入されるため）	農業用廃プラスチック及び廃農薬の回収を3カ所×2回で行った。（7月、11月実施）	東近江地域農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会の役員に当課が入っており協力している。事務局はJAグリーン近江 営農振興課。
パネル展示を実施し啓発に努めた。	啓発パネルリレーへの参加。他グリーン購入マニュアルに伴い、庁内共同一括購入（トイレトーパー等）においてグリーン購入に取り組んだ。	
環境審議会（4回）を開催し、地球温暖化対策実行計画の進行管理を実施したほか、計画の改定を行った。  3,480t-CO2/4,487t-CO2=77.5%  ※ 令和6年度実績 4,487t-CO2	地球温暖化対策実行計画に即した今後の新規事業の検討を行った。  令和6年度目標/令和6年度実績  第3次市地球温暖化対策実行計画をもとに、個別目標で令和2年度から令和8年度まで毎年約5%のCO2削減を目標として設定	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正に伴い、再生可能エネルギー導入目標の設定も今後検討する。
推進体制の整備に向けて、企業・事業所の参画を得るために「ビジョン」の賛同募集を実施し、計8団体から賛同を得た。 脱炭素推進協議会を開催し、プラットフォームの体制や課題等について整理・検討を行った。	脱炭素社会の実現には、核となる事業及び主体の発掘・育成が必要となり、意識醸成、人材育成に向けた働きかけが重要と考えるため。	市の取組のみならず、市民、事業所との連携が不可欠である。

コード	事業事業名	令和6年度 担当課	事業内容
4-1-4	働きやすい服装 (ノーネクタイ・ ノー上着)での勤務 を通年で実施	人事課	勤務中の上着、ネクタイの着用を不要とする軽装勤務を通年で実施した。
4-1-5	自動車管理計画の推 進	管財契約課	電気自動車及び低燃費車・低排出ガス車等の導入、エコドライブの推進や自転車利用の啓発。公用車台数の適正化
4-1-6 4-1-7	地球環境やエネル ギーに関する学習	学校教育課	全小中学校で、教科や総合的な学習の時間において地球環境やエネルギーに関する学習を実施する。
	保育業務 (緑のカーテン)	幼児課	子どもたちと一緒にゴーヤ等を植え、緑のカーテンを作って室温を抑制し、省エネルギー化を図ると共に、食育に繋げ、子どもたちの環境や食育に触れる学びの機会とする。
4-1-8	市民バスの運行	交通政策課	民間事業者によるバス運行がない公共交通空白地の解消等をめざし、市民バス(あかこんバス)の運行を行う。
4-1-9	市庁舎整備事業	市庁舎整備推進室	省エネ、環境共生に配慮した庁舎とするなど、将来の環境変化に柔軟に対応する持続可能性の高い新庁舎を整備する。
4-1-10	住宅用再生可能エネ ルギー導入補助事業	環境政策課	住宅用太陽光発電システム又は蓄電システムの新築又は増築に係る工事を行なう者に対し、近江八幡市住宅用再生可能エネルギー導入補助金を交付する。
<b>基本方針5 市民の健康な暮らしを支える水環境や生活環境を守りましょう</b> <b>基本施策5-1 水・大気・土の保全</b>			
5-1-1	県地下水調査	環境政策課	地下水質環境基準を超える地下水汚染を継続的に監視するため、地下水調査を実施。

令和6年度 実績	令和6年度 実績の説明等	特記事項
勤務中の上着、ネクタイの着用を不要とした軽装勤務を通年で実施することとし、省エネルギーや業務の効率化に取り組むとともに、快適に業務を行えることに寄与した。	通年で実施	
6台の電気自動車が稼働（令和4年度3月購入の3台、令和5年度10月購入の1台、令和6年度1月購入の2台）したが、ガソリン使用量が前年比約0.6%と微増となり、ほぼ前年度と同じ量となった。	R6年度ガソリン使用量÷R5年度ガソリン使用量 20,092ℓ ÷ 19,999ℓ = 100.4%	
16/16 = 100%  9/10 = 90%	学習指導要領（主に社会科、理科 家庭科 総合的な学習(3～6年)の時間） 市立小中学校全16校で実施した。  実施園所数 / 保育所・こども園・幼稚園施設数	
年間乗車人数 126,186/109,248 = 115.5%	令和6年度乗車人数 / 令和5年度乗車人数	
ZEB Ready認証に沿った実施設計を完成させ、令和8年1月の供用開始に向けて庁舎整備工事を進めた。	実施設計を完成させ、本工事に着手した。	令和2年度：基本設計 令和3年度：基本設計 令和4年度：工事価格の時点修正、仕様書の見直し 令和5年度：入札、契約、実施設計着手 令和6年度：実施設計完成、本工事着手
太陽光発電システム補助件数：72件 蓄電システム補助件数：89件	太陽光発電：72件 / 120件 = 60.0% 蓄電：89件 / 120件 = 74.2%	令和4年度から事業開始
令和6年度は実施なし。  ※ ローテーションにより各年度の実施箇所があらかじめ定められているため。		

コード	事業事業名	令和6年度 担当課	事業内容
5-1-2	下水道・浄化槽・農業集落排水業務	上下水道課 環境政策課	下水道、浄化槽、農業集落排水による生活排水対策を実施。
5-1-3	浄化槽設置整備事業	環境政策課	下水道又は農業集落排水施設の整備が当分の間見込まれない地域において浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。  また、単独浄化槽や汲み取り便槽からの合併浄化槽への転換に対して上乗せして補助を行うほか、長寿命化計画に則った既存の合併浄化槽の改築(修理)に対しても補助を行う。
5-1-4	浄化槽維持管理事業	環境政策課	下水道又は農業集落排水施設の整備が当分の間見込まれない地域において浄化槽を維持管理している者に対し、補助金を交付する。
5-1-5	水質等調査事業	環境政策課	河川等で水質の汚染を監視するため定期的な水質調査を実施。また、水質データを収集・蓄積することによって、経年変化を把握し、水環境の基礎情報とする。
5-1-6	水の啓発	上下水道総務課	水道週間(6/1~6/7)・浄水場見学・下水道の日(9/10)及び各種イベント等において、上下水道事業の現状や課題等について啓発を行う。
5-1-7	上下水道の処理施設の見学および学習	学校教育課	小学4年生が社会科の学習として処理施設を見学するなど、上下水道や水環境について学習する。
<p>基本方針5 市民の健康な暮らしを支える水環境や生活環境を守りましょう</p> <p><b>基本施策5-2 生活環境の保全</b></p>			
5-2-1	工場立入調査	環境政策課	県条例に基づく工場等への立入調査、及び苦情に基づく立入調査の実施する。
5-2-2	環境保全対策推進事業(騒音、振動、悪臭等)	環境政策課	原因者・発生源(市民、事業所等)に対し、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、廃掃法、環境保全に関する条例等に基づく指導及び啓発を行う。また、案件に応じて、関係機関との連携を図り指導を行う。

令和6年度 実績	令和6年度 実績の説明等	特記事項
生活排水処理率（実績） 95.24% 95.24/96.80= 98.39%	実績生活排水処理率 / 近江八幡市一般廃棄物（生活排水）処理計画（令和8年度目標値予測）	市の財政的な問題と国・県の交付金の要因が大きい。
＜実績交付金額＞ 設置整備補助金 ・新規設置 8,758千円（計24基） ・単独転換 0円（計0基） ・汲み取り転換 0千円（計0基） ・長寿命化 1,758千円（計121基） ・更新 332千円（計1基） 【合計】10,848千円 10,848/17,451 = 62.2%	実績交付金額 / 当初予算計上金額  浄化槽設置義務区域での開発に伴い設置基数の増加を想定して36基分を予算計上していたが、当初の予定よりも進まず、最終的な設置基数は24基であった。 また、長寿命化に伴う改築については、申請件数では当初の想定を上回ったが、1件当たりの補助金額が補助上限に満たないものが多かったため、想定金額を下回った。	個人設置の場合、工事の4割を補助するが、残りは個人負担となることから、個人の経済状況に左右される。
＜実績交付基数＞ 20千円×1,159基=23,180千円  1,159基 / 1,170基 = 99.1%	実績交付基数 / 当初予算計上基数	
計画どおり水質等調査を実施することができた。	河川等の水質等調査を実施し、経年変化の状況が把握できた。	
実績数4/目標数4=100%	各種啓発活動を実施することにより、上下水道事業に対する市民の理解を得る。 令和6年度は、手段1～4に加え、下水道の日における街頭啓発や、市公式LINEによるお知らせなど、新たな活動ができた。	
12/12=100%	学習指導要領（4年社会科 飲料水・電気・ガスで選択、本市副読本「わたしたちの近江八幡」に掲載）	
立入調査対象事業場数 6社 立入調査 4社 書面調査 2社	現地で詳細を確認し、指摘することで公害・事故等の未然防止に繋がった。	
生活環境に関する苦情等（雑草繁茂等） 80件  公害等に関する苦情等（水質・悪臭等） 6件	雑草繁茂に伴う空き地等の適正管理や野焼き、不法投棄等の苦情・通報に対して、早期対応に努めた。	公害苦情は、市民の環境意識が高くなればなるほど増加する傾向。

コード	事業事業名	令和6年度 担当課	事業内容
5-2-3	最終処分場施設維持 管理	生活環境課	ヘドロ、瓦礫、焼却灰等を飛散しないように埋立地にて覆土処理すると共に、処分場から浸出汚水を浄化する施設の維持管理を行う。
5-2-4 5-2-5	クリーンパトロール 事業・地域の環境美 化推進事業	環境政策課	環境美化の日（ごみゼロ大作戦・びわ湖の日・県下一斉清掃）を中心に、自治会が主体となり地域に根ざした環境美化運動を通して地域住民の環境美化に対する意識の高揚を図ると共に、地域の環境美化に取り組む。
	環境美化の日の取組	学校教育課	環境美化の日に関連して、環境保全に関する取組をする。
5-2-6	ごみカレンダーによ る啓発	生活環境課	廃棄物の処理及び清掃に関する法第6条第1項及び第2項に基づく基本計画を策定し、同計画実施に必要な各年度毎の事業内容を処理実施計画に定めて告示し、ごみカレンダーとして市民に周知。
5-2-7	放置自転車対策	交通政策課	「自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき撤去した自転車等を一定期間（6ヶ月間）保管する。返還できなかった自転車については、シルバー人材センターが一部リサイクルを実施している。その他については処分できる業者によって引き取りの上、処分する。
5-2-8 5-2-9 5-2-10	河川愛護（自治会） 事業	土木課	県が実施している河川愛護事業において、県と協働して自治会、ボランティア団体が1級河川等の草刈りや、ゴミの清掃、浚渫を行う。
	河川管理事業（水路 等の浚渫）	土木課	自治会で水路の構造により清掃が困難な路線については緊急性を考慮して優先順位をつけて、土砂等の堆積した水路の清掃を行う。
	ヘドロ回収事業	土木課	自治会で町内の水路清掃を実施するにあたり、ヘドロの回収にダンプトラックを手配し、市の最終処分場で適正に処分を行う。
5-2-11	自走式草刈機等貸出 業務	環境政策課	自治会等が自主的実施する清掃活動を支援するため、自走式草刈機等の清掃用具の貸出を行う。
5-2-12	ポイ捨て等禁止監視 パトロール事業	環境政策課	令和6年10月から「近江八幡市ポイ捨ての禁止等に関する条例」を施行し、一級河川や主要道路などを環境美化重点区域として指定するとともに、ポイ捨て禁止指導員を委嘱した。

令和6年度 実績	令和6年度 実績の説明等	特記事項
法規制値を遵守することができた。 また、基準超過の発生原因の究明及び地元説明を確実にし、安全・安心な運営に努めた。 また、長寿命化計画を策定した。	安全・安心な運営を行うことを目的として設定し、概ね目標を達成することができた。	
令和6年度収集依頼団体数：216団体（延べ619回）  令和5年度収集依頼団体数：221団体（延べ602回）  16/16=100%	収集依頼団体数及び収集依頼述べ回数  環境美化の日の取組 「ごみゼロの日」「びわ湖の日」「県下一斉清掃の日」 ほとんどの学校で年間3回実施した。	台風等の影響により枝葉が散乱し、地域清掃回数が増加する。
一般廃棄物処理実施計画に基づきごみカレンダーを作成し、全世帯に配布。自治会未加入者に対しては各地区コミュニティセンターに設置して配布。転入者に対しては窓口で配布。その他、ホームページ・ごみ分別アプリで広く周知を行った。	一般廃棄物処理実施計画に基づきごみカレンダーを作成し、全世帯に配布する。 また、平成29年7月よりごみ分別アプリの配信を開始し、アプリ内で自分の収集地域を選択すると、ごみの収集カレンダーの表示し、収集日を知らせるアラート機能で出し忘れを防ぐことができた。	
年間作業回数 102日/102日 = 100% リサイクル率 (リサイクル台数/未返還台数) 38台/(69-21)台 = 79.1%	年間撤去台数 69台 リサイクル台数 38台 返還台数 21台 処分台数 0台	近江八幡駅南北、安土駅、篠原駅すべての駅の放置自転車禁止区域の即日撤去を実施し、対策強化を行ったことで放置自転車が大幅に減少した。
82団体実施  令和5年度実績 82団体  12/12 = 100%	参画希望をしたすべての団体に支援ができた。  実施カ所 / 要望カ所	水路に流される環境、水路の堆積状況。
申請のあった81自治会（重複有）において希望日時等調整し、滞りなく配車出来た。	水路清掃を実施する全ての自治会に支援できた。	水路に流される環境、水路の堆積状況。
12/12 = 100%	貸出実施回数/貸出依頼回数	
条例が施行日に街頭啓発を実施し、ポイ捨て禁止指導員によるパトロールを実施した。	条例が施行されたことに対する周知を行う。	

#### 4. 環境実施計画に係る指標

実施施策の進捗管理を行うため、第3次近江八幡市環境実施計画（アクションプラン）で定めた指標の結果をとりまとめました。

環境基本計画 基本方針	指標			
	指標項目	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績
1 生物多様性に配慮して近江八幡市の優れた自然を守りましょう	イノシシ捕獲頭数★	131頭	166頭	210頭
	アライグマ等外来獣捕獲頭数★	232頭	290頭	418頭
	環境こだわり農産物取組面積★	1049ha	939ha	943ha
	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策★ 共同活動取組面積 共同活動取組組織	3,704ha 3団体 (うち1団体は59 組織からなる)	3,705ha 3団体 (うち1団体は59 組織からなる)	3,657ha 3団体 (うち1団体は57 組織からなる)
	森林面積 (民有地、市、県、国有地)	1,141ha 90ha 14ha 682ha	1,141ha 90ha 14ha 682ha	1,141ha 90ha 14ha 682ha
2 全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み地域活性化に活かせましょう	協定締結地区数★	18団体	18団体	18団体
	重要文化的景観選定面積	579.8ha	579.8ha	579.8ha
	重要伝統的建造物群保存地区	13.1ha	13.1ha	13.1ha
	公園緑地数(都市公園・児童公園)★	22公園 227公園	22公園 232公園	22公園 232公園
	自然公園区域内の緑地の維持管理箇所数★	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
	植樹配付本数★ (※緑の募金の還元事業による)	340本	281本	138本
	環境に関する活動をするNPO団体登録数★	61団体	61団体	61団体
	水郷ブランド農産物作付面積★	64.2ha	54.4ha	53.0ha
3 市民の力を合わせて循環型社会を形成しましょう	1人1日当たりのごみ排出量★ (家庭系)	626g / 人・日	632g / 人・日	604g / 人・日
	ごみの総排出量★ (家庭系・事業系 ※災害廃棄物含む)	25,890t	26,263t	25,566t
	集団回収による資源回収量★	742t	677t	561t
	農業用廃プラ回収量★	29.4t	30.4t	26.0t
	廃農薬回収量★	2,030kg	763kg	905kg

※昨年度の環境報告書に、令和4年度のごみの総排出量を26,565 tとしておりましたが25,890 tの誤りでした。また、令和4年度のごみの総排出量を26,172 tとしておりましたが26,263 tの誤りでした。

環境基本計画 基本方針	指 標			
	指標項目	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績
4 エネルギーを大切に使うってゼロ カーボンシティの実現を目指しま しょう	市民バス利用人数★	102,885人 (12路線)	109,248人 (12路線)	126,186人 (12路線)
	市が所管する施設(市立総合医療セン ター除く)におけるCO2(二酸化炭素)排 出量(参考)	4,647t	4,607t	4,487t
	公共交通利用によるCO2削減効果の参 考値(自家用車から市民バスに利用を転 換した場合のCO2削減量)	▲6.6 t-CO2	▲36 t-CO2	▲5.9 t-CO2
5 市民の健康な暮らしを支える水環 境や生活環境を守りましょう	生活排水処理率★	94.8%	94.9%	95.2%
	日野川環境基準達成率(BOD)	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
	微小粒子状物質(PM2.5)	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
	浮遊粒子状物質(SPM)	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
	二酸化硫黄の濃度	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
	光化学スモッグ注意報発令回数	0回	0回	0回
	二酸化窒素の濃度	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
	河川愛護団体数★	83団体	82団体	82団体

参考		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績
※昨年度の環境報告書では、令和4年度の 数値をを493 千t-CO2としていたが の464 千t-CO2誤りでした。	近江八幡市の二酸化炭素排出量(推計値) ※目標値：332千t-CO2(R12年度)	454 千t-CO2	464 千t-CO2	429 千t-CO2

★事務事業一覧の事務事業評価結果と重複する指標

### 第3章 年次報告～環境の現状～

#### 1. 近江八幡市の概況

##### 【1】近江八幡市について



図3-1 位置図

近江八幡市は、滋賀県のほぼ中央に位置し、琵琶湖で最大の島である沖島を有しています。ラムサール条約の登録湿地に含まれる西の湖は、琵琶湖で一番大きい内湖であり、ヨシの群生地である水郷地帯は琵琶湖八景の一つに数えられています。(図3-1)

古くから農業を中心に栄えてきましたが、中世以降は陸上と湖上の交通の要衝という地の利を得て、多くの城が築かれました。また、織田信長の改革精神により開かれた楽市楽座は、豊臣秀次の自由商業都市の思想に引き継がれ、さらに近江商人の基礎を築きました。このような歴史的背景から、各時代を代表する歴史的遺産が点在するとともに、風情が薫る景観は、今日も各所で受け継がれています。

[総面積] 177.45km<sup>2</sup> (うち琵琶湖 76.03km<sup>2</sup>)

[広ぼう] 東西 17.0km、南北 20.8km

## 【2】気温と降水量

気温と降水量の変化は、図 3-2、図 3-3 のとおりです。

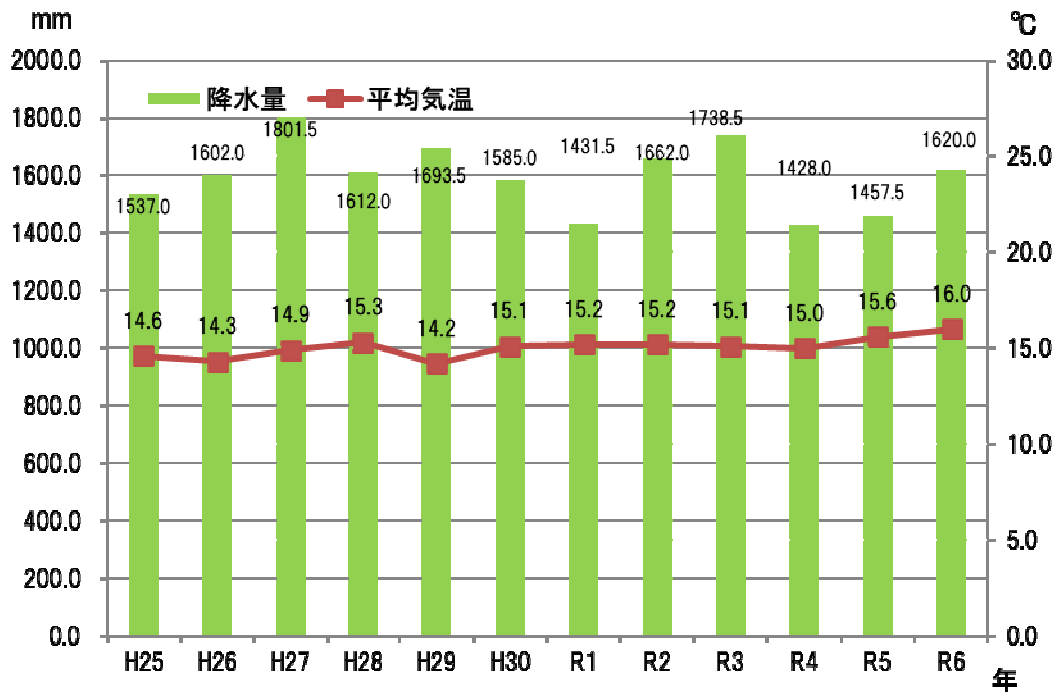


図 3-2 気温と降水量の経年変化

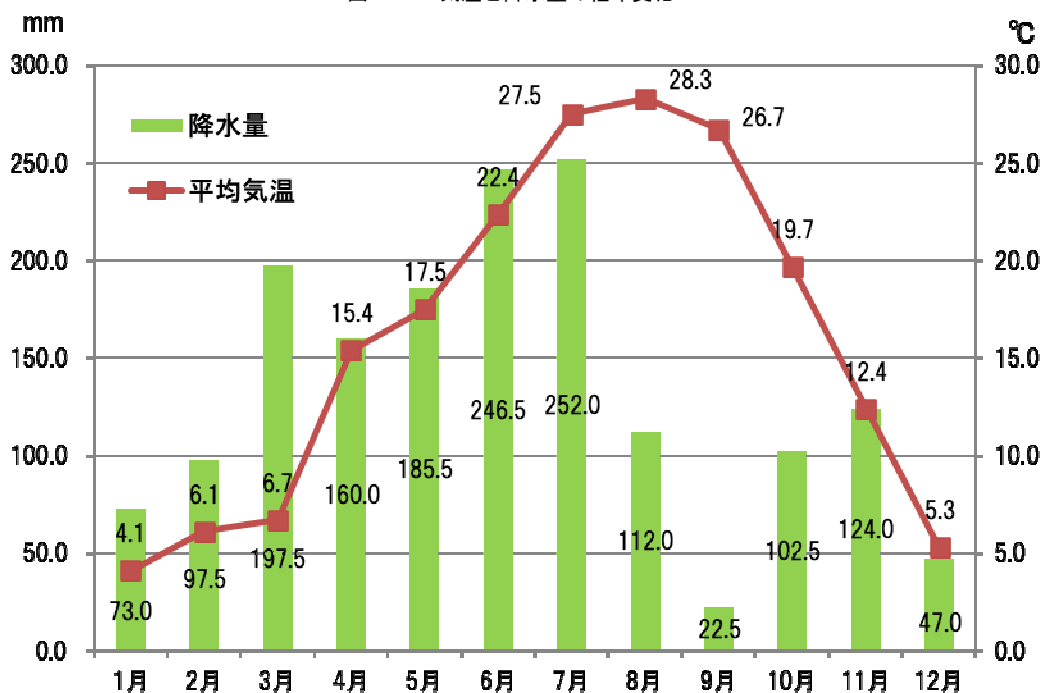


図 3-3 令和 6 年 気温と降水量

※平均気温 近江八幡地域気象観測所では気温測定を行っていないため、最寄りの東近江地域気象観測所の観測値を用いて、その年（月）における全毎正時値を平均し、算出しています。

出典：気象庁 HP 彦根地方気象台（東近江地域気象観測所）

※降水量 出典：気象庁 HP 彦根地方気象台（近江八幡地域気象観測所）

## 2. 水質について

### 【1】河川の水質

本市では市内主要河川の水質調査を行っています。(図3-4)

西の湖(湾奥部中央点、中央最深部、ヨシ群落奥部)は、他の河川に比べ、CODが高い状態です。(表3-1)

琵琶湖の南湖は北湖に比べ、全ての項目(BOD、COD、T-N、T-P)で高い値を示しています。(表3-2) T-N、T-Pは市内の河川全ての採水地点で南湖に比べ高い値を示しましたが、BODは蛇砂川、山本川が南湖に比べ低くなっています。(表3-1、表3-2)

水質汚濁に係る環境基準A類型の日野川は、各項目とも低い値を示し良好な状態にあります。市内河川の水質で示される水の状態については、表3-3を参考にして下さい。

各河川の経年変化については、表3-4～表3-18、図3-5～図3-34で示しています。



撮影：八幡川(南津田新川橋)

表3-1 令和6年度市内河川の水質

(年平均：単位：mg/ℓ)

採水地点	河川名	BOD	COD	T-N	T-P
①	蛇砂川 日暮橋	0.67	3.1	2.0	0.066
②	三明川 音羽町地先	1.0	4.7	3.4	0.22
③	黒橋川 鷹飼町地先	0.89	3.4	2.4	0.11
④	黒橋川 新田橋	0.90	4.1	2.6	0.11
⑤	黒橋川 よし笛橋	1.1	4.0	2.5	0.14
⑥	浪打川 円山町地先	1.1	5.6	2.4	0.15
⑦	長命寺川 白玉橋	2.5	5.7	1.5	0.12
⑧	八幡川 南津田新川橋	1.1	5.9	2.7	0.15
⑨	白鳥川 高坐橋	1.2	4.2	1.3	0.091
⑩	藤間川 中小森町地先	1.2	6.5	3.3	0.17
⑪	大惣川 牧町地先	1.3	7.3	3.5	0.28
⑫	日野川 野村橋	0.90	3.7	0.52	0.068
⑬	山本川 永代橋	0.76	3.0	2.7	0.066
⑭	安土川 神楽橋	1.0	6.5	2.6	0.14
⑮	西の湖 湾奥部中央点	3.4	8.4	2.2	0.16
⑯	西の湖 中央最深部	5.1	9.9	2.1	0.17
⑰	西の湖 北之庄沢	1.0	5.0	1.9	0.12
⑱	西の湖 ヨシ群落奥部	5.4	9.2	1.9	0.15

※各項目とも有効数字2桁で記載しています。

※長命寺川、白鳥川、日野川、西の湖(湾奥部中央点、中央最深部、北之庄沢、ヨシ群落奥部)のデータ

出典：滋賀の環境2025(令和7年版環境白書)-資料編-(滋賀県)

※日野川の環境基準A類型(BOD 2mg/ℓ以下)：令和6年度BOD 0.9mg/ℓ(75%値)

※採水地点(河川番号)は本文P40参照 ※令和3年度から採水地点を変更しています。

※測定回数 蛇砂川、三明川、黒橋川、八幡川、藤間川、大惣川、山本川、安土川・・・6回/年

長命寺川、白鳥川、日野川・・・12回/年

西の湖(湾奥部中央点、中央最深部、北之庄沢、ヨシ群落奥部)・・・4回/年



図 3-4 河川・大気測定箇所

※ ④・⑤・⑥の地点については、令和3年度から採水を実施しているため、経年変化の表及び図を掲載していません。

表 3-2 琵琶湖の水質

(単位：mg/ℓ)

調査地点	項目	過年度 (H26年度～R5年度の平均値)	R5年度	R6年度
琵琶湖 北湖	BOD	0.5	0.4	0.5
	COD	2.4	2.3	2.3
	T-N	0.21	0.17	0.18
	T-P	0.008	0.007	0.009
琵琶湖 南湖	BOD	1.0	0.9	0.9
	COD	3.1	2.9	3.0
	T-N	0.27	0.24	0.25
	T-P	0.018	0.018	0.019

出典：滋賀の環境 2025(令和7年版環境白書)-資料編-(滋賀県)

表 3-3 BOD で示される水の状態

BOD (単位：mg/ℓ)	1以下	2以下	3以下	5以下	8以下	10以下
河川環境基準の類型	AA	A	B	C	D	E
生き物から見た水質	魚がすめる水質					魚は殆どすめない
すんでいる魚	コイ・フナ等					
	サケ・アユ等					
	ヤマメ・イワナ等					
利用できる水の使い道	工業用水に利用できる					
	水道水に利用できる					

※水質汚濁に係る環境基準（別表2生活環境の保全に関する環境基準（河川））を参考に作成しています。

※環境基準は環境基本法に基づいて国が定めています。本市では日野川がA類型に指定されています。

### 河川水質検査項目

#### ○生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量で汚濁物質量を数値化したものです。数値が大きいほど有機物が多い、つまり水質汚濁が進んでいることを示します。有機物は家庭や工場等の排水に含まれています。

#### ○化学的酸素要求量（COD）

酸化剤で有機物を酸化するときに消費される酸素量で汚濁物質量を数値化したものです。数値が大きいほど有機物が多い、つまり水質汚濁が進んでいることを示します。有機物は家庭や工場等の排水に含まれています。

#### ○全窒素（T-N）

水中の全ての窒素化合物のことで、無機態窒素と有機態窒素に分けられます。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素（NH<sub>4</sub>-N）、亜硝酸態窒素（NO<sub>2</sub>-N）、硝酸態窒素（NO<sub>3</sub>-N）に分けられます。窒素は、動植物の増殖に欠かせない元素で、富栄養化の指標として使用されます。肥料、家庭や工場等の排水に含まれています。

#### ○全リン（T-P）

水中の全てのリン化合物のことで、無機態リンと有機態リンに分けられます。リンは、動植物の成長に欠かせない元素で、全窒素と同様に富栄養化の指標として使用されます。肥料、家庭等の排水に含まれています。

#### ○浮遊物質（SS）

水中に懸濁している直径2mm以下の不溶性の粒子物質のことで、数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示します。また、数値が高くなると魚の呼吸障害や水中植物の光合成妨害等の影響が生じることがあります。

#### ○溶存酸素（DO）

水中に溶け込んでいる酸素の量を示します。酸素は有機物等の汚染物質によって消費されるため、河川・湖沼等の水質汚濁を示す目安となります。濃度が微量となり酸欠状態になると生物は貧弱となり、魚類が息できなくなることがあります。

表3-4 河川水質

①蛇砂川

数値は年平均（単位：mg/l）

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
DO	11.0	11.0	12.0	11.8	11.5	9.4	10.2	10.0	8.9
BOD	1.1	1.5	1.4	1.6	1.6	1.5	1.6	0.8	0.7
COD	4.0	3.5	3.1	2.1	2.7	2.5	2.2	3.0	3.1
SS	2	5	5	4	5	6	5	11	7
T-N	0.7	0.88	1.1	1.1	1.0	1.8	1.6	1.6	2.0
T-P	0.054	0.059	0.049	0.037	0.13	0.045	0.051	0.072	0.066

※R3年度から採水地点を変更しています。

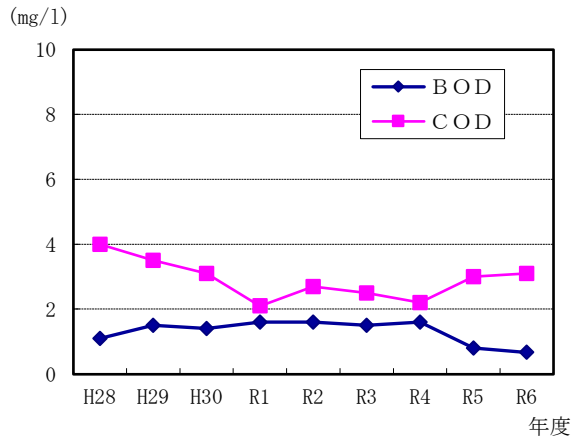


図3-5 BOD・CODの経年変化

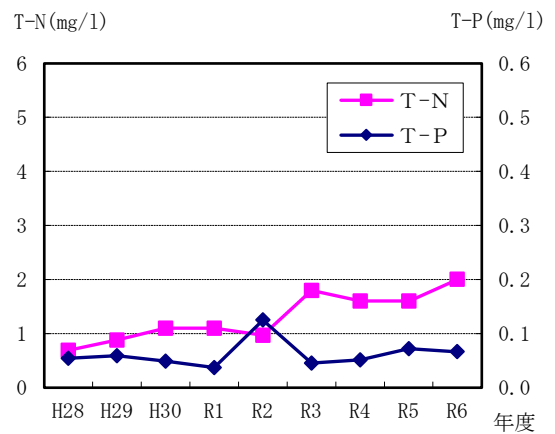


図3-6 T-N・T-Pの経年変化

表3-5 河川水質

②三明川

数値は年平均（単位：mg/l）

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
DO	8.0	8.6	9.2	8.8	8.4	8.3	9.6	9.1	9.4
BOD	1.5	2.0	1.7	2.0	1.8	2.5	2.2	1.6	1.0
COD	4.8	4.5	4.3	3.4	3.5	3.8	4.3	4.4	4.7
SS	4	5	4	3	5	3	4	4	5
T-N	3.1	2.3	2.6	3.2	2.5	1.9	2.9	2.4	3.4
T-P	0.21	0.18	0.19	0.13	0.14	0.14	0.20	0.21	0.22

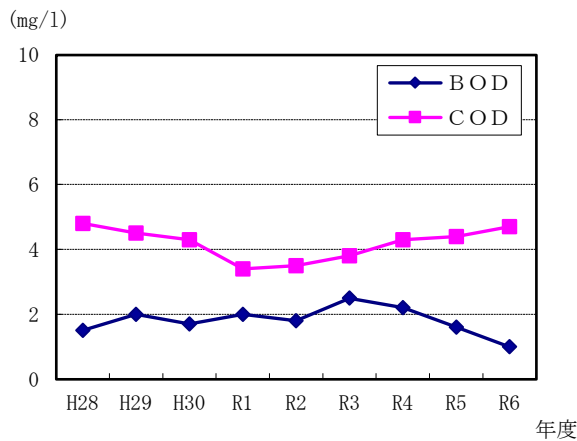


図3-7 BOD・CODの経年変化

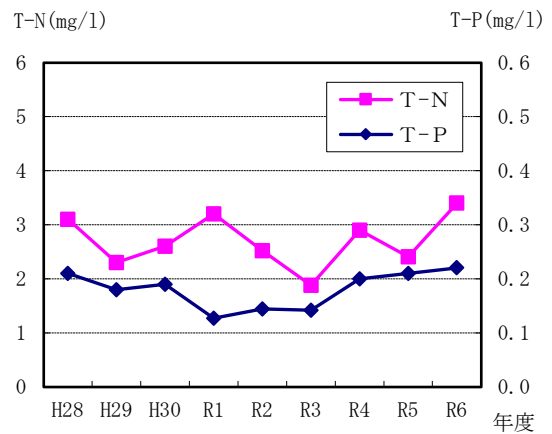


図3-8 T-N・T-Pの経年変化

表3-6 河川水質

③黒橋川 鷹飼町地先

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
DO	8.0	7.5	8.2	8.3	8.1	7.8	8.5	8.1	8.8
BOD	1.2	1.4	1.2	1.3	1.3	1.7	1.5	1.1	0.9
COD	3.0	2.7	2.3	2.0	2.0	2.0	2.3	2.4	3.4
SS	8	9	9	4	6	5	6	5	8
T-N	1.8	2.0	2.2	2.8	2.0	2.0	2.0	1.8	2.4
T-P	0.079	0.092	0.062	0.042	0.062	0.070	0.075	0.070	0.11

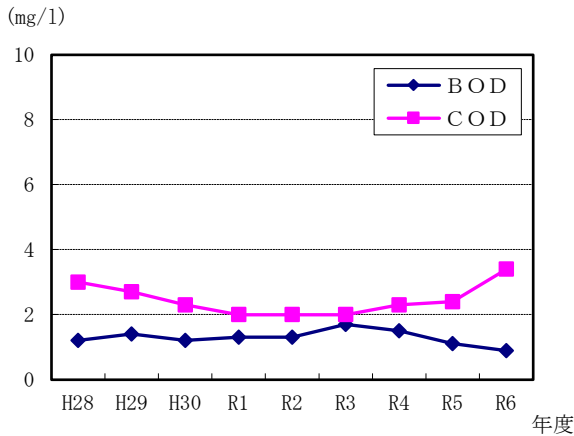


図3-9 BOD・CODの経年変化

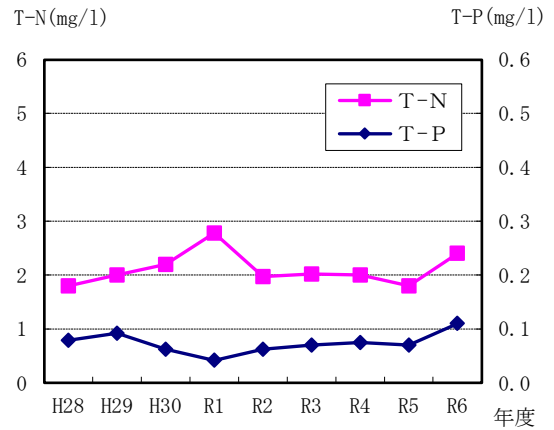


図3-10 T-N・T-Pの経年変化

表3-7 河川水質

⑦長命寺川 白王橋

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
DO	9.8	10.0	11.0	9.9	9.9	9.5	9.5	9.3	9.0
BOD	2.2	2.2	2.9	2.2	2.2	2.2	2.5	2.5	2.5
COD	4.9	5.0	6.8	5.1	5.3	5.4	5.8	5.8	5.7
SS	17	15	20	22	26	21	22	25	28
T-N	1.4	1.5	1.5	1.5	1.7	1.4	1.4	1.4	1.5
T-P	0.089	0.110	0.10	0.13	0.15	0.14	0.13	0.14	0.12

出典: 滋賀の環境2017(平成29年版環境白書)-資料編-

~ 滋賀県の環境2025(令和7年版環境白書)-資料編- (滋賀県)



図3-11 BOD・CODの経年変化

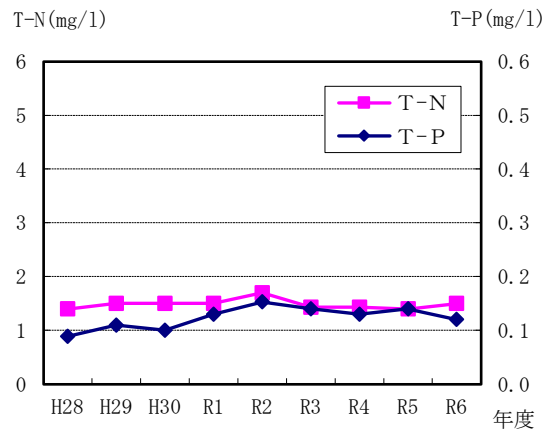


図3-12 T-N・T-Pの経年変化

表3-8 河川水質

⑧八幡川

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
DO	7.5	7.7	7.7	8.3	9.4	7.5	8.3	8.4	7.4
BOD	1.4	1.5	1.7	1.6	1.9	2.9	1.9	1.6	1.1
COD	4.7	4.1	4.0	2.8	3.6	4.7	4.2	5.0	5.9
SS	11	11	11	8	10	15	16	13	22
T-N	1.7	1.9	2.1	2.0	1.7	1.4	1.5	1.5	2.7
T-P	0.10	0.13	0.12	0.054	0.086	0.10	0.10	0.12	0.15

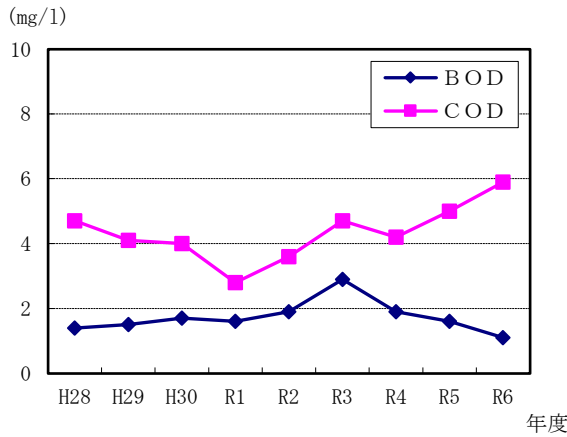


図3-13 BOD・CODの経年変化

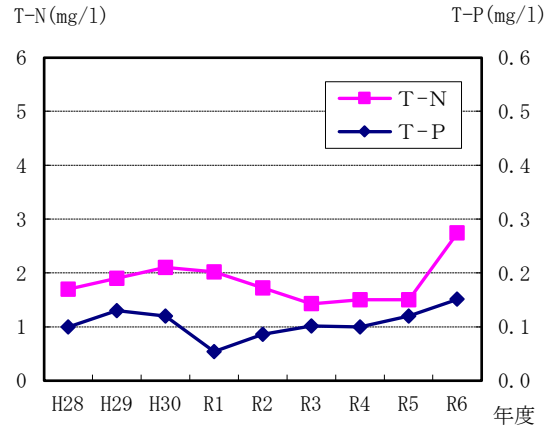


図3-14 T-N・T-Pの経年変化

表3-9 河川水質

⑨白鳥川

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
DO	9.8	9.3	8.8	9.5	9.2	9.3	9.3	9.3	9.3
BOD	1.2	1.3	1.1	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2
COD	3.9	3.8	4.0	4.0	3.8	3.7	4.1	4.3	4.2
SS	10	12	14	15	11	12	16	12	11
T-N	1.7	1.7	1.8	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	1.3
T-P	0.10	0.10	0.11	0.11	0.10	0.093	0.12	0.11	0.091

出典: 滋賀の環境2017(平成29年版環境白書)-資料編-

~ 滋賀県の環境2025(令和7年版環境白書)-資料編- (滋賀県)

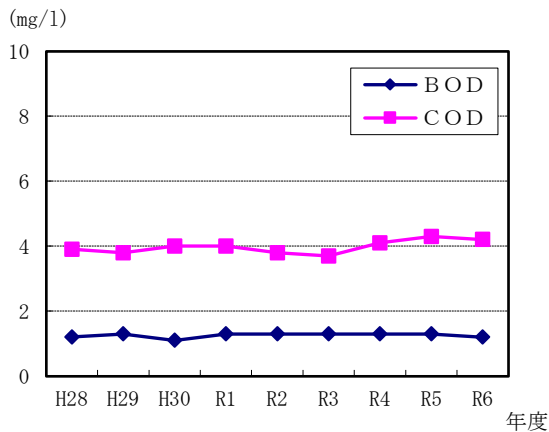


図3-15 BOD・CODの経年変化

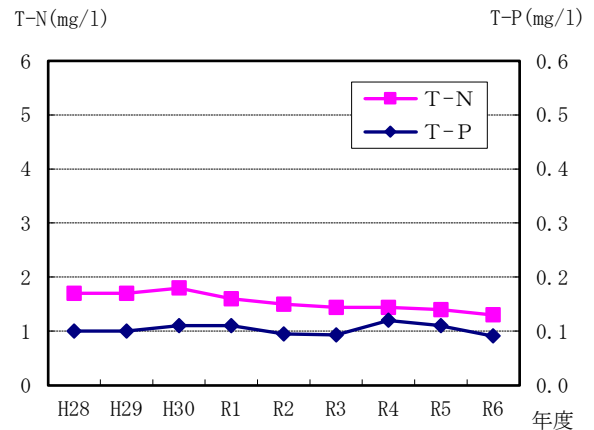


図3-16 T-N・T-Pの経年変化

表3-10 河川水質  
⑩藤間川

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
DO	9.7	10.3	10.0	11.4	12.9	8.9	9.5	9.3	9.2
BOD	2.6	3.1	2.5	2.5	2.6	3.1	2.2	1.9	1.2
COD	6.9	6.7	7.0	5.4	6.4	5.8	5.2	7.1	6.5
SS	14	15	14	18	9	16	13	23	17
T-N	2.0	2.8	2.5	2.9	2.3	2.1	1.8	2.2	3.3
T-P	0.15	0.17	0.19	0.13	0.17	0.18	0.17	0.23	0.17

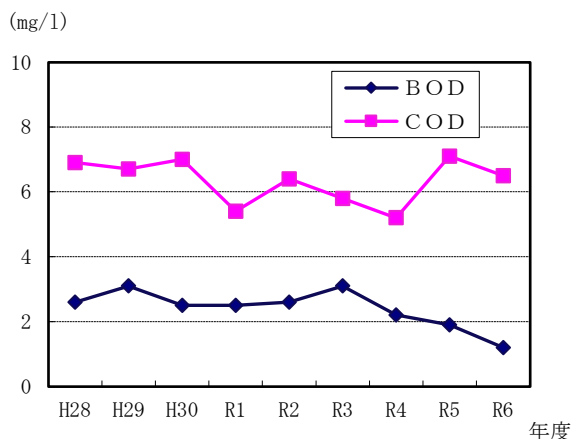


図3-17 BOD・CODの経年変化

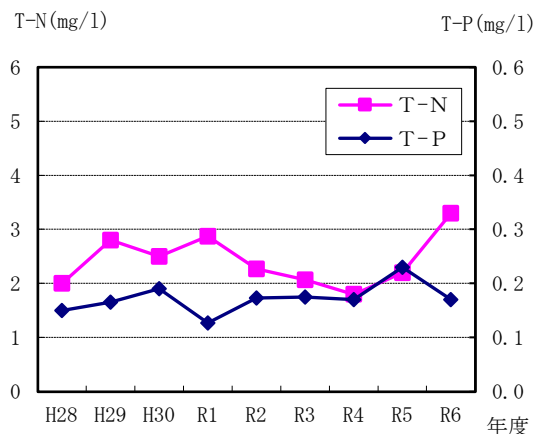


図3-18 T-N・T-Pの経年変化

表3-11 河川水質  
⑪大惣川

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
DO	8.2	9.7	10.0	9.3	7.7	5.9	8.0	7.7	6.8
BOD	2.0	2.4	2.4	2.5	2.5	3.0	2.1	2.2	1.3
COD	5.6	5.8	6.1	4.6	8.0	6.2	5.2	7.9	7.3
SS	13	18	10	13	43	23	16	40	27
T-N	2.0	3.5	5.2	3.0	8.0	2.4	2.2	2.6	3.5
T-P	0.12	0.17	0.43	0.43	0.35	0.27	0.21	0.52	0.28

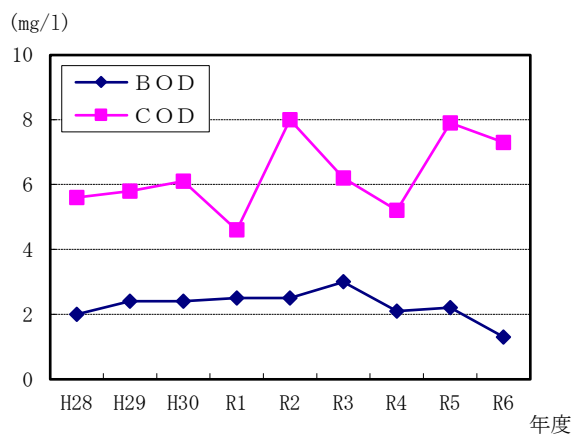


図3-19 BOD・CODの経年変化

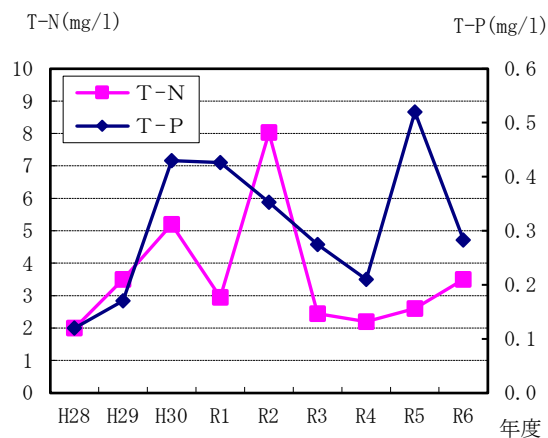


図3-20 T-N・T-Pの経年変化

表3-12 河川水質  
⑫日野川 野村橋

数値は年平均(単位:mg/l)

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
DO	9.7	9.5	9.2	9.4	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7
BOD	0.9	0.9	0.7	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9
COD	3.7	3.8	3.4	3.3	3.4	3.4	3.6	3.8	3.7
SS	8	5	6	5	4	4	5	5	4
T-N	0.79	0.78	0.71	0.73	0.65	0.63	0.57	0.53	0.52
T-P	0.074	0.070	0.056	0.056	0.061	0.061	0.071	0.070	0.068

出典:滋賀の環境2017(平成29年版環境白書)-資料編-

~ 滋賀県の環境2025(令和7年版環境白書)-資料編- (滋賀県)

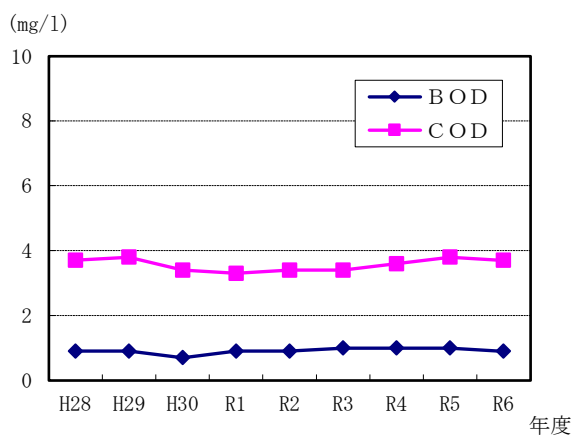


図3-21 BOD・CODの経年変化

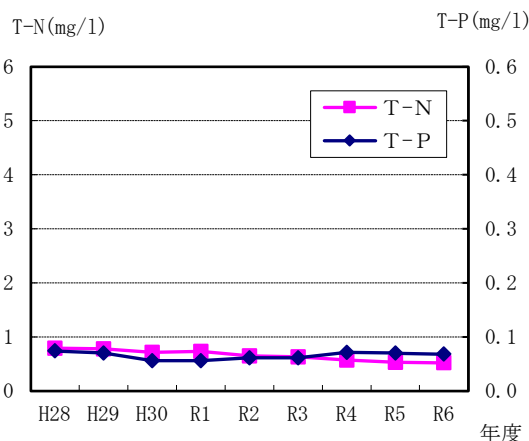


図3-22 T-N・T-Pの経年変化

表3-13 河川水質  
⑬山本川

数値は年平均(単位:mg/l)

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
DO	—	10	11	12	14	9.5	10.4	10.7	8.7
BOD	2.1	1.8	1.4	1.5	1.4	1.4	1.6	1.0	0.8
COD	2.4	3.1	2.5	2.5	2.7	2.1	1.9	2.6	3.0
SS	4	7	3	3	4	6	6	5	9
T-N	0.79	0.75	1.00	1.15	0.8	2.2	2.0	2.1	2.7
T-P	0.045	0.059	0.054	0.043	0.065	0.044	0.051	0.046	0.066

※R3年度から採水地点を変更しています。

※平成28年度以前の水質調査項目DOは未測定

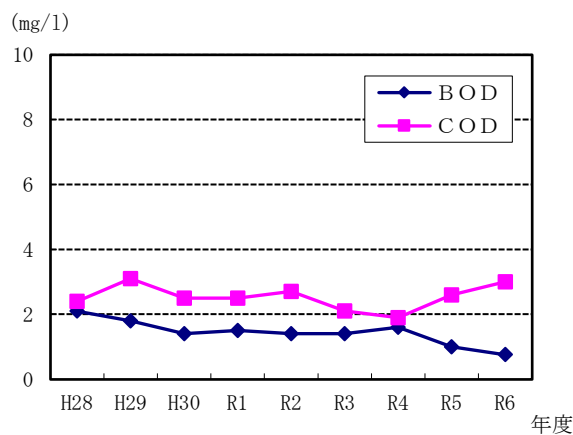


図3-23 BOD・CODの経年変化

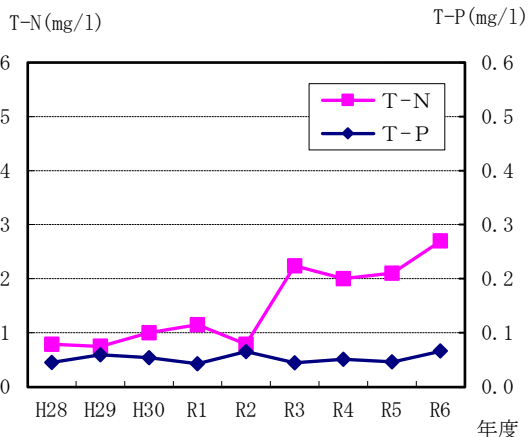


図3-24 T-N・T-Pの経年変化

表3-14 河川水質  
⑭安土川

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
DO	—	8.8	9.2	7.6	8.0	8.2	9.0	8.6	7.5
BOD	2.9	2.2	1.9	1.9	1.8	3.4	1.8	2.2	1.0
COD	4.8	6.4	5.7	4.3	5.2	6.1	5.6	8.5	6.5
SS	13	14	16	11	16	16	10	35	12
T-N	1.4	1.7	2.2	2.3	2.2	1.6	1.6	1.9	2.6
T-P	0.10	0.13	0.13	0.055	0.10	0.15	0.14	0.32	0.14

※R3年度から採水地点を変更しています。

※平成28年度以前の水質調査項目DOは未測定

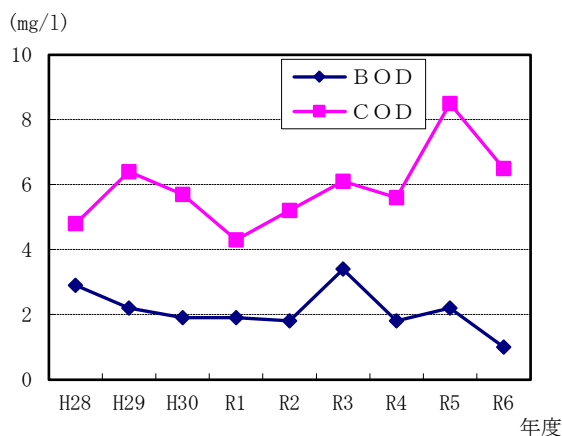


図3-25 BOD・CODの経年変化

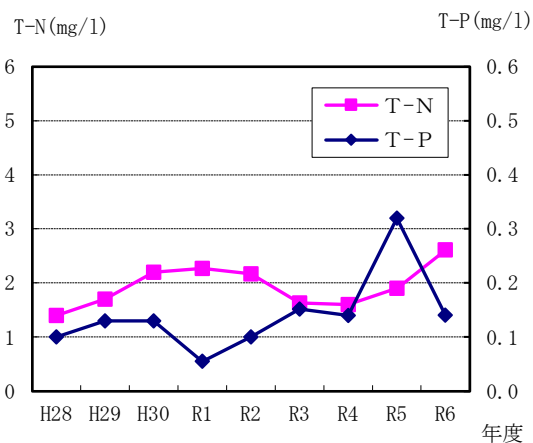


図3-26 T-N・T-Pの経年変化

表3-15 河川水質

⑮西の湖 湾奥部中央点

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
DO	11.0	14.0	11.0	12.5	12.6	9.0	12.7	13.7	10.9
BOD	3.1	4.4	3.4	3.6	4.8	1.7	4.2	5.9	3.4
COD	6.2	6.3	6.3	7.4	8.3	6.3	7.7	7.8	8.4
SS	17	13	25	29	28	25	24	19	27
T-N	1.7	1.8	1.6	2.0	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2
T-P	0.12	0.11	0.13	0.14	0.16	0.14	0.12	0.13	0.16

出典: 滋賀の環境2017(平成29年版環境白書)-資料編-

~ 滋賀県の環境2025(令和7年版環境白書)-資料編- (滋賀県)

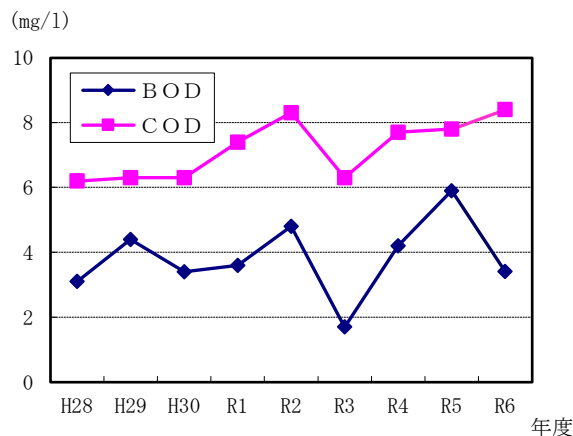


図3-27 BOD・CODの経年変化

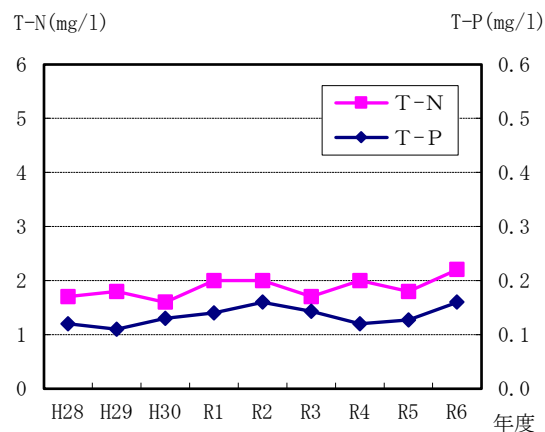


図3-28 T-N・T-Pの経年変化

表3-16 河川水質

⑩西の湖 中央最深部

数値は年平均(単位:mg/l)

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
DO	11.0	13.0	11.0	13.7	13.1	10.3	14.1	12.0	12.2
BOD	3.7	4.9	4.4	6.5	7.7	2.0	5.3	3.6	5.1
COD	6.3	7.2	7.9	9.8	11.7	6.6	8.9	7.3	9.9
SS	21	17	32	38	43	32	27	21	43
T-N	1.4	1.6	1.5	1.9	2.3	1.4	1.7	1.4	2.1
T-P	0.11	0.12	0.15	0.17	0.19	0.12	0.14	0.11	0.17

出典:滋賀の環境2017(平成29年版環境白書)-資料編-

~ 滋賀県の環境2025(令和7年版環境白書)-資料編- (滋賀県)

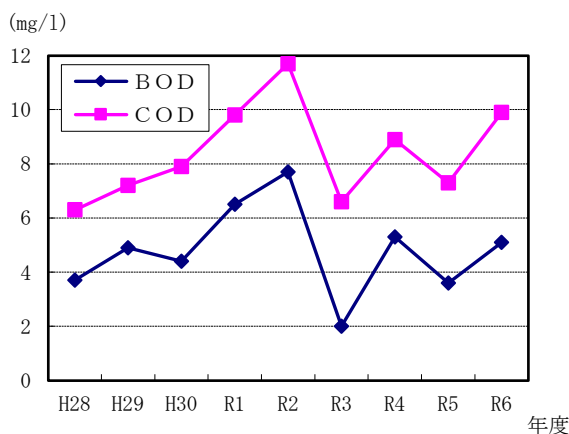


図3-29 BOD・CODの経年変化

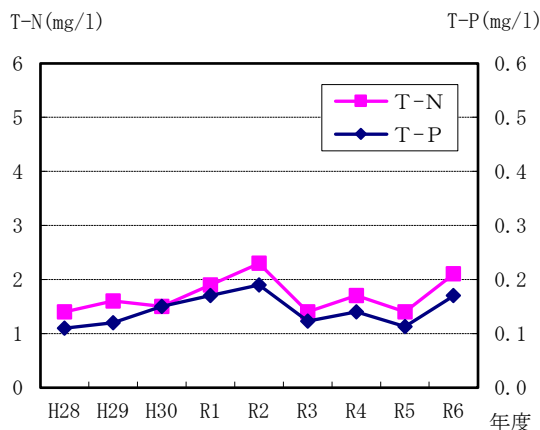


図3-30 T-N・T-Pの経年変化

表3-17 河川水質

⑰西の湖 北之庄沢

数値は年平均(単位:mg/l)

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
DO	9.0	9.4	9.1	8.7	8.9	8.7	8.9	9.1	8.7
BOD	0.8	0.8	0.9	1.1	1.1	0.9	1.1	1.0	1.0
COD	3.9	3.6	3.4	4.4	4.6	4.8	4.8	4.5	5.0
SS	20	12	14	20	22	20	26	23	30
T-N	1.6	1.5	1.6	1.5	1.7	1.7	1.7	1.5	1.9
T-P	0.089	0.068	0.076	0.088	0.097	0.099	0.10	0.11	0.12

出典:滋賀の環境2017(平成29年版環境白書)-資料編-

~ 滋賀県の環境2025(令和7年版環境白書)-資料編- (滋賀県)

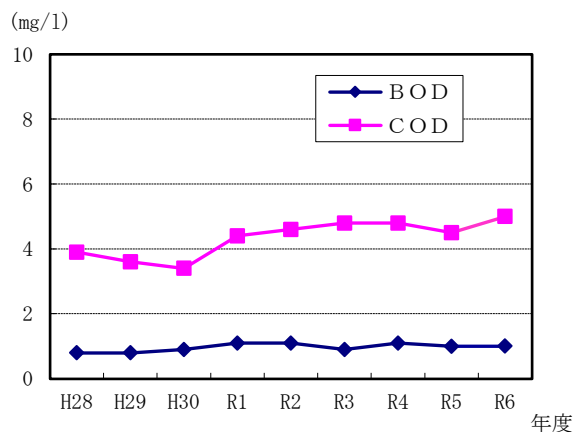


図3-31 BOD・CODの経年変化

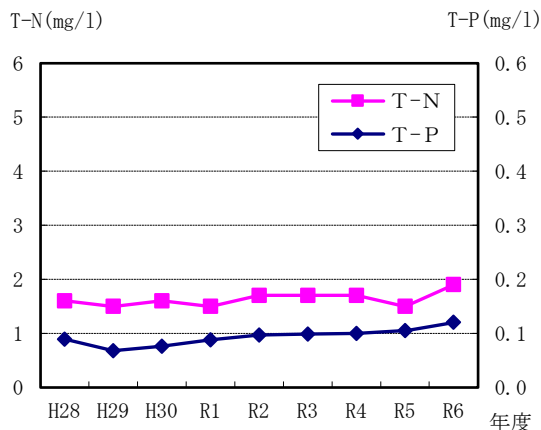


図3-32 T-N・T-Pの経年変化

表3-18 河川水質

⑱西の湖 ヨシ群落奥部

数値は年平均(単位:mg/l)

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
DO	10	14.0	11.0	15	14	10	11	10	12
BOD	3.3	5.3	4.3	7.2	7.9	2.7	4.2	4.2	5.4
COD	6.6	8.1	8.3	11.0	12.0	7.0	9	8	9.2
SS	25	33	32	45	46	26	35	34	36
T-N	1.3	1.7	1.4	2.1	2.3	1.5	1.6	1.5	1.9
T-P	0.11	0.14	0.14	0.18	0.19	0.12	0.13	0.14	0.15

出典:滋賀の環境2017(平成29年版環境白書)-資料編-

~ 滋賀県の環境2025(令和7年版環境白書)-資料編- (滋賀県)

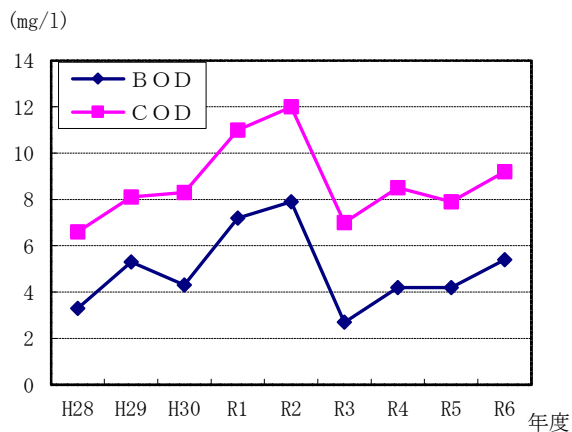


図3-33 BOD・CODの経年変化

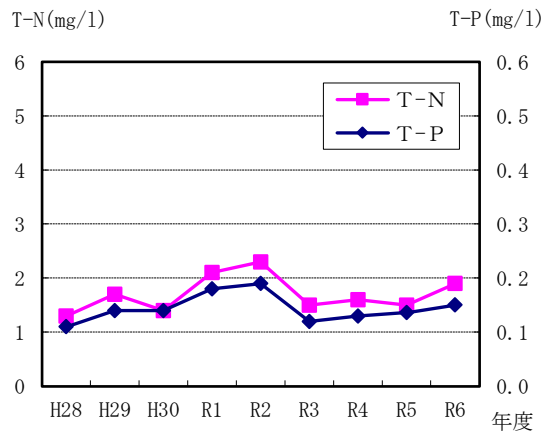


図3-34 T-N・T-Pの経年変化

### 3. 大気について

#### 【1】二酸化硫黄について

化石燃料（石炭、石油等）が燃焼するときに、燃料中に含まれる硫黄成分が酸化されて二酸化硫黄が生成されます。二酸化硫黄は大気汚染物質の1つとして、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質でもあります。測定結果は図 3-35 であり、環境基準を達成しています。

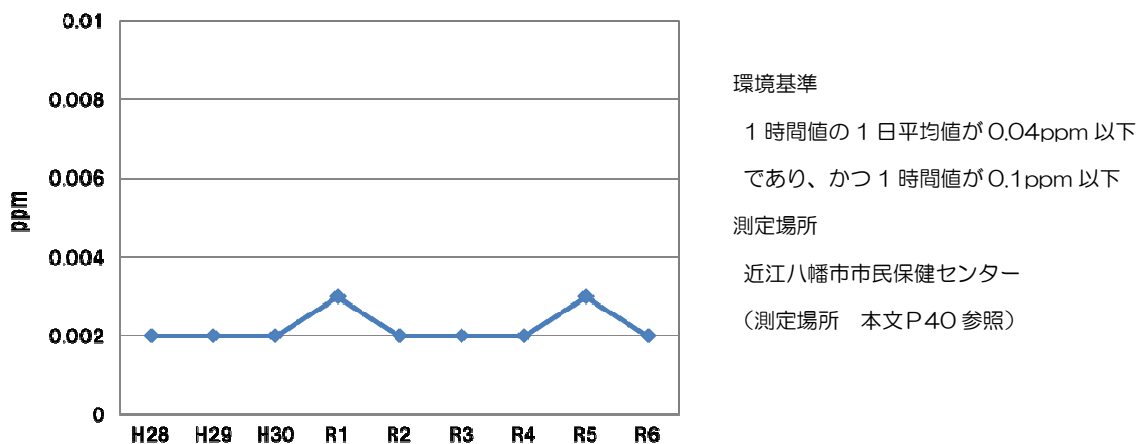


図 3-3 5 二酸化硫黄の経年変化（日平均値の 2%除外値）

出典：滋賀の環境 2020（令和 2 年版環境白書）-資料編- ～

滋賀の環境 2025（令和 7 年版環境白書）-資料編-（滋賀県）

#### 【2】二酸化窒素について

化石燃料（石炭、石油等）が燃焼するときに、空気中に含まれる窒素が酸化されて一酸化窒素が生成され、さらに酸化され二酸化窒素ができます。光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因物質でもあります。測定結果は図 3-36 であり、環境基準を達成しています。

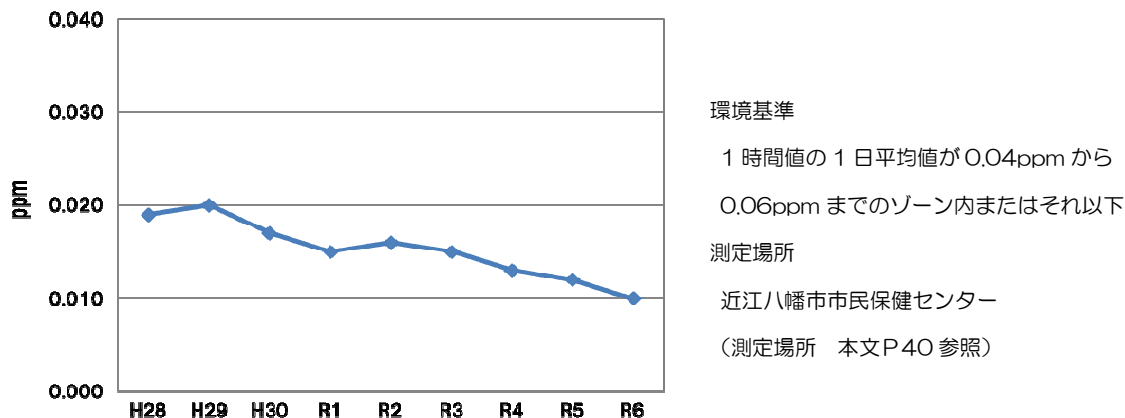


図 3-3 6 二酸化窒素の経年変化（日平均値の年間 9.8%値）

出典：滋賀の環境 2020（令和 2 年版環境白書）-資料編- ～

滋賀の環境 2025（令和 7 年版環境白書）-資料編-（滋賀県）

### 【3】浮遊粒子状物質（SPM）について

大気中に浮遊する粒径 $10\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は $1\text{mm}$ の $1$ 千分の $1$ ）以下の粒子を浮遊粒子状物質と呼びます。人為起源（工場のばい煙、自動車の排ガス等）と自然起源（火山、森林火災等）があり、発生源から直接的に排出された粒子と、ガス状物質が大気中で粒子化したものがあります。浮遊粒子状物質は視程（大気の見通し）の低下だけでなく、呼吸器への影響もあります。測定結果は図3-37であり、環境基準を達成しています。

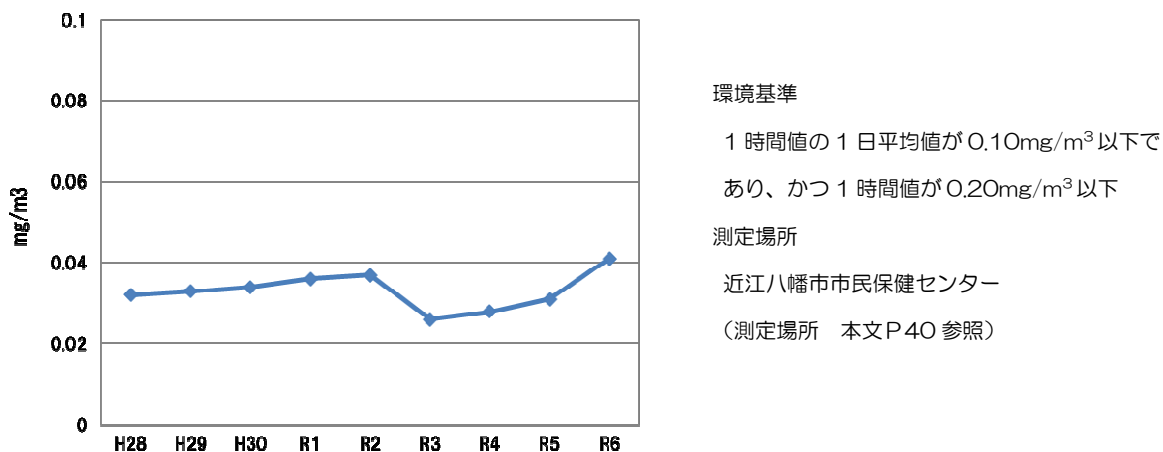


図3-37 浮遊粒子状物質の経年変化（日平均値の2%除外値）

出典：滋賀の環境2020（令和2年版環境白書）-資料編- ～

滋賀の環境2025（令和7年版環境白書）-資料編-（滋賀県）

### 【4】微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）について

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことで、 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）の中でも特に小さな粒子です。PM<sub>2.5</sub>は非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

粒子状物質には、物の燃焼等によって直接出されるものと、硫黄酸化物（ $\text{SO}_x$ ）、窒素酸化物（ $\text{NO}_x$ ）、揮発性有機化合物（VOC）等のガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応により粒子化したものがあります。発生源としては、ボイラー、焼却炉等のばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには土壌、海洋、火山等の自然起源のものもあります。

令和6年度のPM<sub>2.5</sub>は環境基準を達成したほか、注意喚起のための暫定的指針値（日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を超過した日はありませんでした。（図3-38）

### 微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起基準

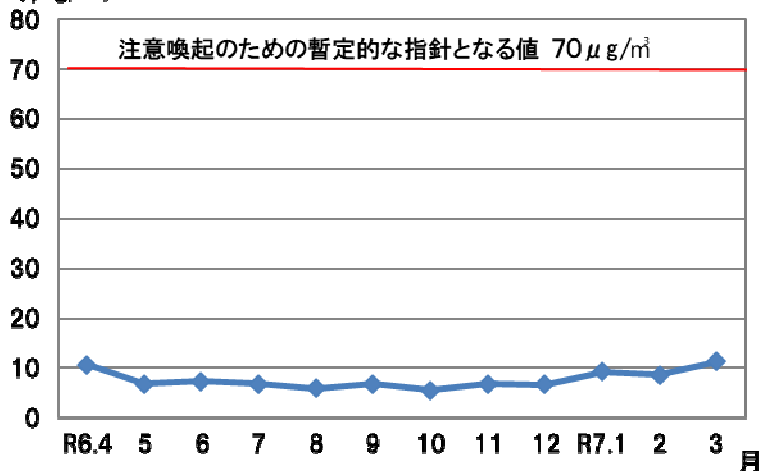
滋賀県内9カ所の一般環境大気環境局で測定したPM2.5濃度が一定値以上になった場合に注意喚起が行われます。

PM2.5濃度の注意喚起の基準（滋賀県HPより）

時間帯	基準値	数値の求め方
早朝	85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	9つの一般局の午前4時から7時までの3時間の平均値を求め、これら9つの値の高い方から2番目の値とします。
午前	80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	9つの一般局の午前4時から12時までの8時間の平均値を求め、これら9つの値の高い方から1番目の値とします。（注意喚起の発出時間は午後の早い時間帯になります。）
午前7時から午後7時	85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	9つの一般局の直前3時間の平均値を求め、これら9つの値の高い方から2番目の値とします。

※ その他、日中の値の急上昇など観測した場合

### 月平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )



環境基準

1年平均値 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、  
かつ1日平均値 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

測定場所

近江八幡市市民保健センター  
(測定場所 本文P40参照)

図3-38 令和6年度 微小粒子状物質（PM2.5）結果

出典：滋賀の環境 2025(令和7年版環境白書)-資料編-(滋賀県)

### 【5】光化学オキシダントについて

自動車や工場の排気ガス等に含まれる窒素酸化物と炭化水素が太陽の強烈な日差しを受けると、その紫外線によって光化学反応をおこし、オゾン、その他のオキシダント（酸化性物質）を発生させ、光化学スモッグを形成します。一般に夏の日差しが強く、風の弱い日に発生しやすく、そのような日には屋外での過度な運動等は控えて下さい。濃度が高くなると、目がチカチカする、のどが痛い等の症状が現れることがあります。平成21年以降、注意報の発令は行われていません。(図3-39)

### 光化学スモッグ注意報発令基準

注 意 報：基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。

警 報：基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。

重大緊急警報：基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。

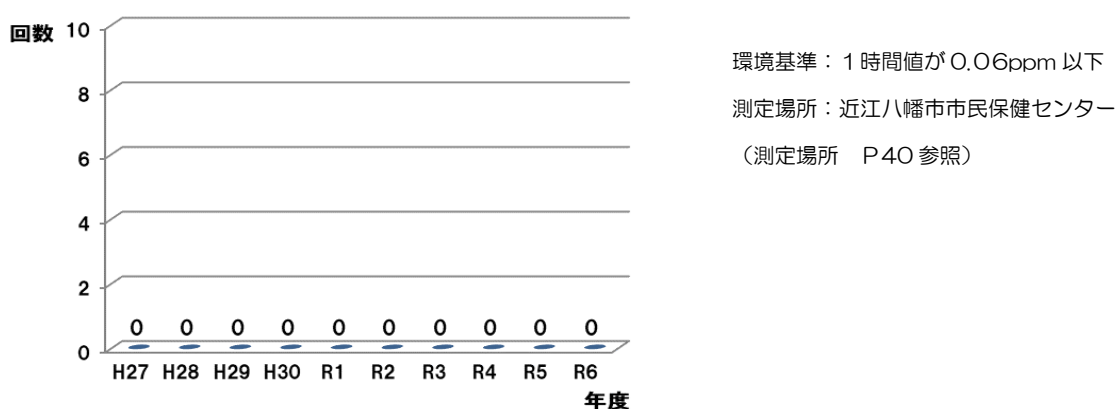


図3-39 光化学スモッグ注意報発令回数

### 【6】放射線について

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により放射能汚染に対する意識が高まっていることから、市内の各公立中学校（八幡中学校、八幡東中学校、八幡西中学校、安土中学校）、沖島小学校に放射線測定器（サーベイメータ）を配備し、毎月1回、月初めに放射線測定を行っています。

私たちは、日常生活の中で、宇宙や大地等から自然放射線を受けています。令和6年度の放射線を測定した結果、最大値が0.09 $\mu$ Sv/hであり、自然放射線による年間線量（日本平均）2.1mSvよりも低い値となっています。

※年間線量の算出 0.09 $\mu$ Sv/h ×24(時間)×365(日)=0.7884mSv

#### 4. 公害苦情について

令和6年度の典型7公害の苦情件数は、水質汚濁1件、騒音4件、悪臭1件となっています。典型7公害以外では、不法投棄18件、その他項目として野外焼却に関する通報が多くありました。(表3-19、図3-40)

また、不法投棄を防止するため、不法投棄防止啓発看板の設置や市内を巡回パトロールするクリーンパトロール事業等の実施により啓発するとともに、不法投棄の早期発見、早期対応に努めています。不法投棄重点監視地区を図3-41に示します。

表3-19 公害苦情件数の内訳と推移

	典型7公害							左記以外		合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	不法投棄	その他	
令和3年度	0	1	0	6	2	0	2	11	13	35
令和4年度	1	2	0	2	1	0	1	9	13	29
令和5年度	0	1	0	4	0	0	0	13	13	31
令和6年度	0	1	0	4	0	0	1	18	12	36

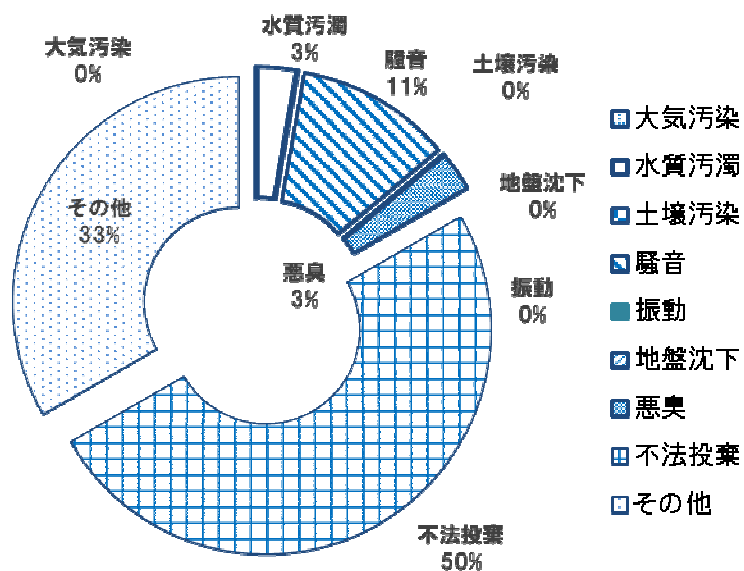


図3-40 令和6年度公害苦情件数の内訳

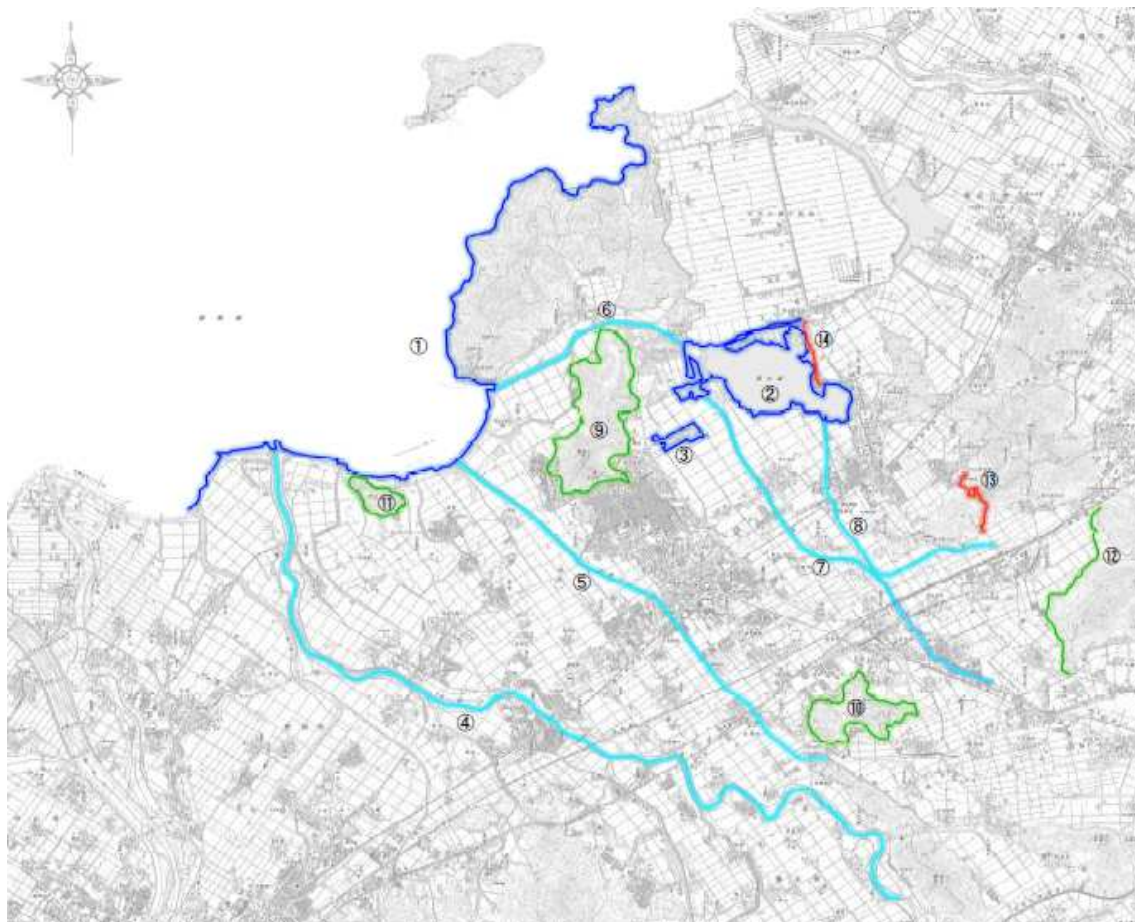


图3-4-1 不法投棄重点監視地区

- ① 琵琶湖湖岸〔佐波江町地先～沖島町地先〕
- ② 西の湖湖岸
- ③ 北之庄沢周辺
- ④ 日野川河川敷〔新巻町地先～佐波江町地先〕
- ⑤ 白鳥川河川敷〔馬淵町地先～南津田町地先〕
- ⑥ 長命寺川河川敷〔白王町地先～長命寺町地先〕
- ⑦ 蛇砂川河川敷〔末広町地先～円山町地先〕
- ⑧ 山本川河川敷〔安土町上出地先～安土町常楽寺地先〕
- ⑨ 鶴翼山（八幡山）周辺
- ⑩ 瓶割山周辺
- ⑪ 水荃岡山周辺
- ⑫ 箕作山周辺
- ⑬ 鳥打峠周辺
- ⑭ 江の島～安土墓地公園

滋賀県では、散在性ごみの実態を特定の場所において定期的に調査しています。調査方法は、調査箇所において一旦ごみをすべて回収し、数日経過後に再び回収したごみを経過日数で除して、一日あたりの散在性ごみの量（個数）を計算します。7日間実施し、主にたばこの吸い殻や紙くず、廃プラスチックのごみが見られます。（図3-42、図3-43）

（情報提供：滋賀県）

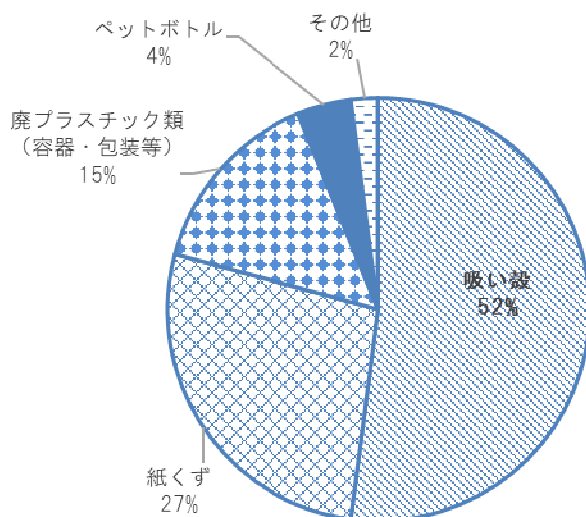


図3-42 一日あたりの散在性ごみの品目別割合（近江八幡駅北口前商店街・鷹飼町地先）

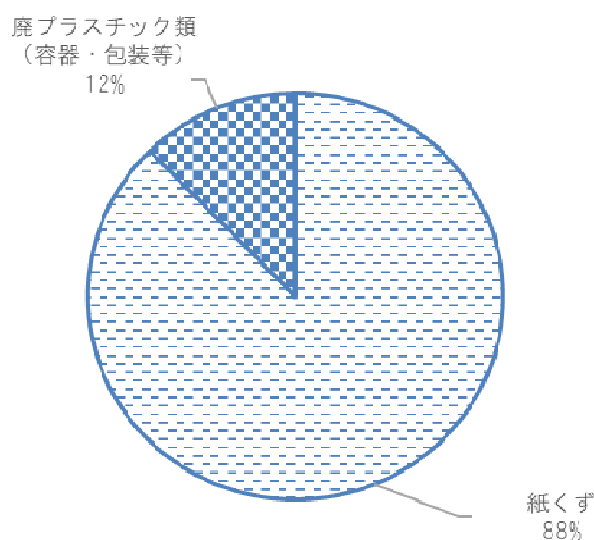


図3-43 一日あたりの散在性ごみの品目別割合（長命寺港公園・長命寺町地先）

※令和2年度までは、野村町地先と津田町地先で調査しておりましたが、令和3年度から上記地点に変更されました。

## 5. 一般廃棄物について

本市における一般廃棄物処理は、生活排水処理事業とごみ処理事業に分かれます。

### 【1】生活排水処理事業について

近江八幡地域における生活排水については、琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）、沖島特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽による処理を行っています。し尿及び浄化槽汚泥については、平成 18 年から休止していた第 1 クリーンセンターを平成 25 年 10 月から再活用して処理を行い下水道投入しています。

安土地域における生活排水については、琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）及び浄化槽による処理を行っています。し尿及び浄化槽汚泥については、八日市布引ライフ組合の衛生センターで広域処理を行っていましたが、平成 28 年 4 月より第 1 クリーンセンターにて処理し下水道投入しています。

なお、本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量については、下水道の普及に伴い減少しています。

### 【2】ごみ処理事業について

近江八幡地域では第 2 クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場で処理を行っていましたが、第 2 クリーンセンターについては、昭和 57 年の稼働後約 30 年が経過し、施設が老朽化したことにより、平成 24 年 4 月からは民間処理施設で委託処理を行っていましたが、平成 28 年 8 月より第 2 クリーンセンターにかわる環境エネルギーセンターが本格稼働し処理を行っています。

安土地域では平成 3 年に中部清掃組合に加入し、同組合の日野清掃センター、能登川清掃センター及び安土最終処分場で広域処理を行っていましたが、平成 29 年 4 月に市内でごみの分別、処理方法を統一し、環境エネルギーセンター及び一般廃棄物最終処分場にて処理を行っています。



環境エネルギーセンター

## 2-1. ごみの排出量について

生活系ごみ量は平成 23 年度以降やや減少傾向であり、事業系ごみ量は平成 24 年度以降やや増加傾向です。一方令和元年度に新型コロナウイルス感染症の影響で、生活系ごみ量が微増していましたが、令和 3 年度以降は減少に転じました。逆に、事業系ごみは微増しました。(図 3-44) また、1 人 1 日当たりの生活系ごみの排出量は、平成 22 年度以降減少傾向が見られます。(図 3-45)

循環型社会の構築に向け資源ごみ集団回収補助金制度によるリサイクルの推進のほか、ごみの減量に向け生ごみ処理器購入補助金制度による生ごみ処理器(電気処理式、段ボールコンポスト、ボカシバケツ等)の普及に取り組んでいます。また、適正なごみ処理を推進するため、ごみの減量、ごみの分別ルールについて啓発しています。

なお、平成 29 年度より食品ロスの削減に向けて、宴会や披露宴等の食べ残しをなくすため、宴会開始後の 15 分間(いちご)と終了前 18 分間(いちえ:15~20 分を目安)は、出された料理を自席でしっかり食べる時間とする「料理との一期一会(15・18)運動」を推進しています。

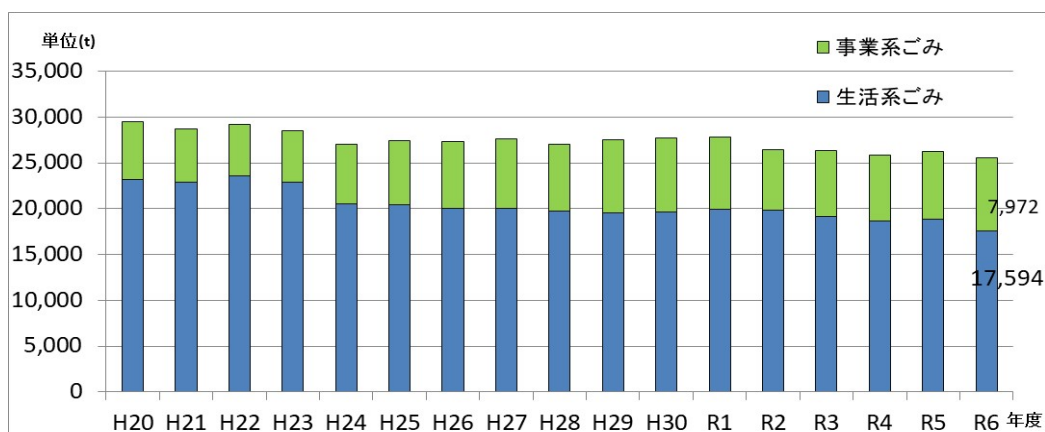


図 3-44 近江八幡市のごみ総排出量(事業系・生活系)

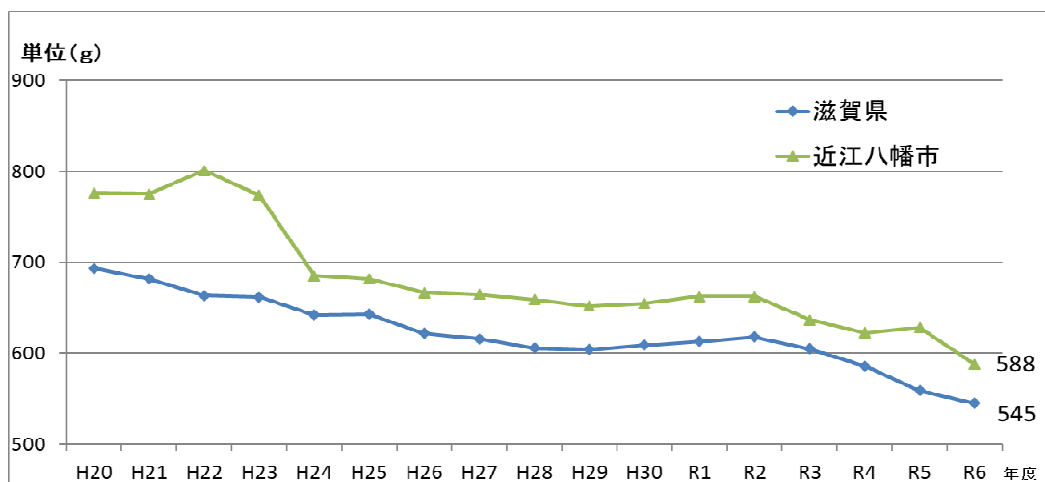


図 3-45 1 人 1 日当たりの生活系ごみの排出量 ※滋賀県の数値は速報値となります。



1 年間に 3 人家族で軽トラック約 2 台分の積載量のごみが排出されています。

### 生ごみ処理器購入補助金額

- ・非電気式処理器

購入費用の3/4 (上限4,500円)

- ・電気処理式処理器

購入費用の3/4 (上限30,000円)



※100円未満は切り捨てます。

※令和4年4月1日より補助金額が上記のとおり変更しています。

### 2-2. 令和6年度の可燃ごみの種類組成について

環境エネルギーセンターに搬入された可燃ごみの種類を1日/月(1日の内、サンプリングは2回)調査しています。平均した可燃ごみの種類の重量割合は、紙類が32.4%を占め、次いでビニール・プラ・ゴム類、木・竹・わらの順となっています。(図3-46)

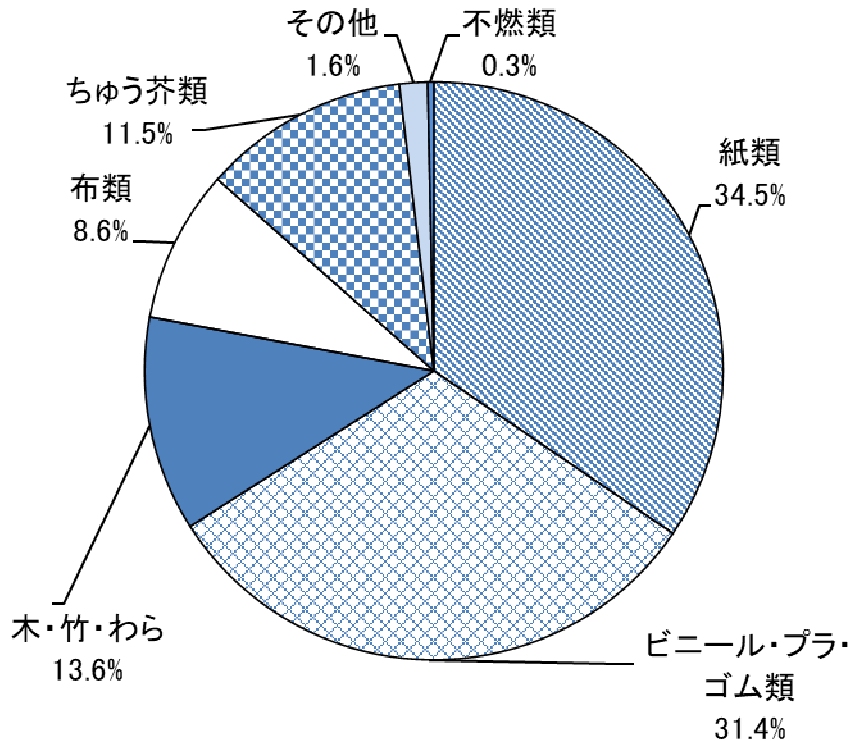


図3-46 可燃ごみの種類(乾物組成)

## 6. 二酸化炭素排出量の推計値について

近江八幡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、本市における二酸化炭素の排出量の推計値を算出し、市の取り組み状況を公表します。

### 【1】二酸化炭素排出量の推計方法について

二酸化炭素排出量の推計値は、「滋賀県推計」を用いています。この推計値は各種統計情報を按分によって算出しています。なお、「滋賀県推計」の公表の関係上、令和5年度までの二酸化炭素排出量の推計値を取りまとめています。

二酸化炭素の排出量の推計には、電気の使用量をもとに、表3-20にある係数を使用しています。

表3-20 電気の二酸化炭素排出係数

（単位：kg-CO<sub>2</sub>/kWh）

R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
0.358 (96.5%)	0.374 (104.4%)	0.333 (89.0%)	0.375 (112.6%)	0.330 (88.0%)

※（ ）内は、対前年比の割合。

出典：滋賀県域からの温室効果ガス排出実態（2023年度）について（滋賀県）

### 【2】二酸化炭素排出量の推計値と部門別割合について

本市における令和5年度の二酸化炭素排出量は429千t-CO<sub>2</sub>であり、滋賀県の総排出量9069千t-CO<sub>2</sub>の4.7%を占めています。

本市の二酸化炭素排出量に占める部門別の割合は、産業部門38.6%、運輸部門22.8%、家庭部門18.4%、業務部門17.5%、廃棄物部門2.7%の順となっています。（図3-47）

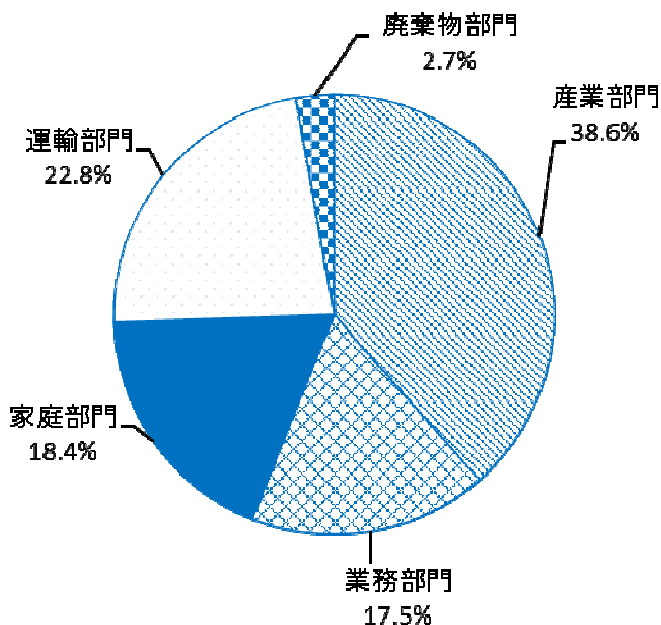


図3-47 令和5年度近江八幡市のCO<sub>2</sub>排出量部門割合

令和元年度から令和5年度までの二酸化炭素排出量（推計値）の内訳と推移を、下記に示します。（表3-21、図3-48）

表3-21 近江八幡市の二酸化炭素排出量（推計値）の内訳と推移（単位：千t-CO<sub>2</sub>）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
産業部門	204	189	181	180	166
製造業	192	176	169	169	153
建設業・鉱業	4	4	5	4	4
農林水産業	7	8	7	6	7
業務部門	83	85	78	84	75
家庭部門	88	94	86	87	79
運輸部門	106	99	97	102	98
自動車	95	89	88	91	88
鉄道	9	9	7	10	8
船舶	2	2	2	2	2
廃棄物部門	13	13	12	12	12
合計	493	480	454	464	429

※四捨五入の関係上、合計が合わない場合があります。

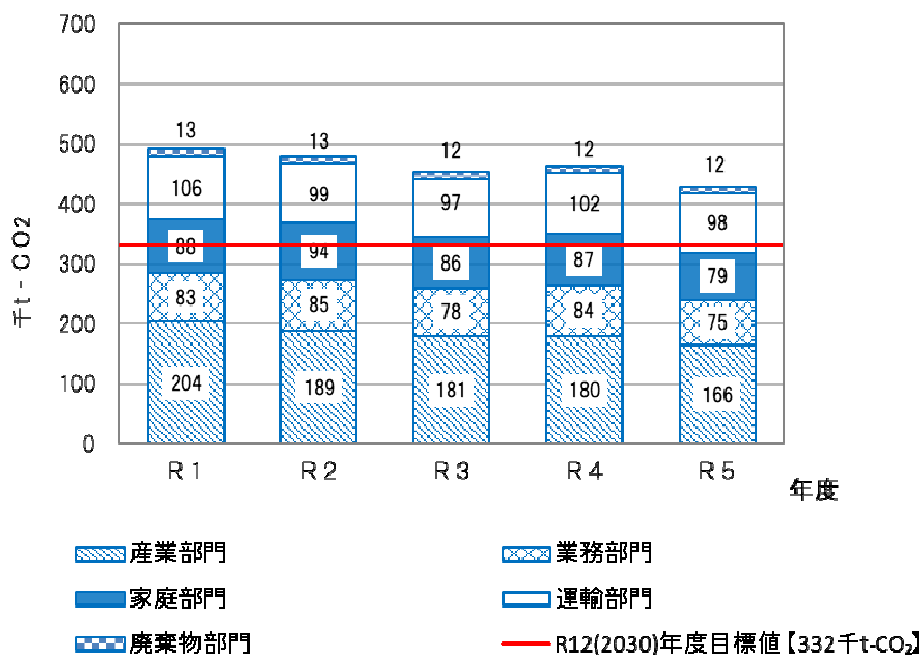


図3-48 近江八幡市の二酸化炭素排出量（推計値）の内訳と推移

※スギ36～40年生の人工林が1年間に吸収する量

令和5年度の本市の二酸化炭素排出量429千t-CO<sub>2</sub>をスギ人工林が蓄える面積に換算すると約1.4千haに相当します。適切に手入れされているスギ人工林は、1ha（1000本の立木があると仮定）あたり約304tの二酸化炭素を蓄えていると推定されています。（出典：森林はどのぐらいの量の二酸化炭素を吸収しているの？（林野庁HP））

### 【3】二酸化炭素排出削減対策について

近江八幡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の二酸化炭素排出削減対策に定めた部門別排出量に基づき、市の取り組み内容を示します。

なお、市内で二酸化炭素排出量削減の取り組みを進めた場合でも、その効果が二酸化炭素排出量の削減という形で直接把握できるものではなく、現況排出量の目安として捉える試算値の取り扱いになります。

令和5年度の二酸化炭素の排出量は、令和4年度に比べて7.5%減となっています。部門別では、産業部門が8.34%減、業務部門が10.2%減、家庭部門が8.6%減、運輸部門が4.1%減、廃棄物部門が1.7%増となっています。

また、令和12年度（2030年度）の目標である332千t-CO<sub>2</sub>までは、あと97千t-CO<sub>2</sub>の削減が必要となります。

#### 3-1. 産業部門

事業活動での更なる二酸化炭素排出の削減に向けて、省エネルギー・省資源等を進めていくための情報提供、啓発活動を行いました。（表3-22）

- 水郷ブランド農産物、環境こだわり農産物等の先進的な営農活動の推進
  - ・水郷ブランド農産物、環境こだわり農産物の生産にあわせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等への効果の高い取り組みに対して支援しました。

表3-22 産業部門環境指標

指 標	R4年度	R5年度	R6年度
環境こだわり農産物取組面積 (ha)	1,049	939	943
水郷ブランド農産物作付面積 (ha)	64.2	54.4	53.0

※高齢化や離農等により、担い手への農地の集積が進み、環境保全型農業に積極的に取組まれる担い手もいますが、一般的には経営面積の増加により、労力のかかる環境保全型農業への取組が困難になるため、取組面積が減少しています。

#### 3-2. 民生部門

各家庭において1人ひとりの意識を高め、省エネルギー行動を進めていくための情報提供、啓発活動を行いました。さらにその活動は、防犯や美観といったほかの地域課題の解決にもつなげることができました。

- 緑のカーテン設置の推進
  - ・冷房機器による二酸化炭素の排出量削減や節電意識の向上を図るために、ゴーヤ等のつる系の植物による緑のカーテン設置を促しました。

#### 3-3. 運輸部門

公共交通機関の利用を促すとともに、エコドライブ等を進めていくための情報提供、啓発活動を行いました。（表3-23）

■ 市民バスの利用促進

- ・市民バスの利用者数の増加により、二酸化炭素の排出量が削減されます。

表 3-2 3 市民バス利用による二酸化炭素削減効果の参考値

指 標	R4年度	R5年度	R6年度
市民バス利用者全員が自家用車に転換した場合のCO <sub>2</sub> 増加量 (t-CO <sub>2</sub> ) (公共交通利用によるCO <sub>2</sub> 削減効果の参考値)	▲6.6	▲3.6	▲5.9

※第3次近江八幡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和4年3月）の算出方法に基づき、試算しています。

3-4. 廃棄物部門

1人ひとりの意識を高め、省資源、リサイクル等を通じた省エネルギーを進めていくための情報提供、啓発活動を行いました。（表 3-2 4）

■ ごみ減量及び適正処理の推進

- ・ごみ処理基本計画に基づいた5R（特に、リデュース、リユースの2R）を推進しました。
- ・地域の資源ごみの回収の支援を行い、焼却ごみの減量に繋げ、減量とリサイクルに対する意識を向上させた取り組みを実施しました。
- ・生ごみの堆肥化を促すため、家庭での生ごみ処理器導入の支援と生ごみ堆肥化の取り組みを普及させるため広報で啓発しました。

表 3-2 4 廃棄物部門環境指標

指 標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ごみ総排出量 (t)	26,399	26,317	25,890	26,263	25,566
資源ごみ集団回収による回収量 (t)	819	721	742	677	561

【4】二酸化炭素吸収源対策について

家庭や地域で取り組みを進めていくための情報提供、啓発活動を行いました。

■ ヨシ保全活動推進

- ・二酸化炭素を吸収するヨシが良好に生育するように、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例に定められているヨシ群落保全地域における保全活動等を支援しました。

■ 植物観察や里山保全活動等の市民活動の支援

- ・植物、自然そして環境に対する意識を高めるために、身近な植物等の観察を実施している団体や里山の保全活動（荒廃した竹林の整備等）を行っている団体に対して支援を行いました。

## 参考資料

### 近江八幡市環境基本条例

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第13条）

第3章 環境審議会（第14条）

第4章 雑則（第15条）

##### 付則

##### 前文

琵琶湖の東岸、湖東平野の中央部に位置する本市は、琵琶湖最大の島である沖島を北端に、北東部には水郷で名高い西の湖を有し、水と緑にあふれた豊かな自然環境の恩恵を受けるとともに、琵琶湖に接した広大な平地をひかえ、実り豊かな田園都市を形成してきた。また、各時代を代表する国の史跡が点在した歴史遺産に恵まれ、近江商人の町として伝統的文化を継承しつつ新しい文化を育ててきた。しかし、現在、生活の便利さを追い求めるあまり、私たちはこの恵まれた環境に少しずつ負荷を与えている。そして、そのことが、自然、風土を含めた地域の環境のみならず、今や地球温暖化等の地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

今、私たちは、目の前にある環境の現状を再認識し、共通認識のもとで先人の知恵に学びながら、その自発的な取組によって自然の中で人が生きていく社会を構築していかなければならない。

すべての市民は、良好な環境のもとで生活を営むことができる権利を有しているが、併せて人類存続の基盤であり、壊れやすく再生するのが容易ではない豊かな環境を、将来世代へ引き継いでいくべき責務がある。

これらの認識のもとに、地球環境の保全を視野に入れ、持続的発展が可能な地域社会の実現を目指し、その基本的な方向性を示すため、ここにこの条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、良好な環境を保全し創造するため、基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的な生活を送ることができる生活環境、自然環境及び歴史的・文化的環境をいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に役立つものをいう。

##### （基本理念）

第3条 良好な環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により推進するものとする。

（1）人が健康で文化的な生活を送るために、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、人類存続の基盤である限りある環境を、現在及び将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

（2）市、市民及び事業者がそれぞれの担うべき役割を分担した上で、互いに連携し協力し

- て自主的かつ積極的に行わなければならない。
- (3) 地域の地理的特色を生かし、先人が築いてきた歴史的及び文化的遺産を保全しつつ、現在及び将来にわたって良好な歴史的・文化的環境が形成されるよう適切に行わなければならない。
- (4) 地球環境の保全を視野に入れた資源の循環的利用等により、持続的発展が可能な地域社会の構築を目指さなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、自ら率先して良好な環境の保全及び創造に取り組むとともに、市民及び事業者の良好な環境の保全及び創造への取組を支援するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、良好な環境の保全及び創造に関する自らの意識を高め、日常生活により生ずる環境への負荷を低減する役割を自ら積極的に果たさなければならない。

- 2 市民は、市及び事業者が行う良好な環境の保全及び創造に関する取組に自ら積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、良好な環境の保全及び創造に関する自らの社会的責任を認識し、事業活動に伴い生ずる環境の保全上の支障を防止するとともに、事業活動に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、市及び市民が行う良好な環境の保全及び創造に関する取組に自ら積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

## 第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境を保全し創造するため、次の基本方針に基づいて施策を推進しなければならない。

- (1) 人の健康が保護されること及び生活環境が保全されること。
- (2) 生物の多様性に配慮した自然環境が適正に保全されること。
- (3) 歴史的・文化的遺産及び良好な景観が保全されること。
- (4) 循環型社会が構築されること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境が保全されること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な環境を保全し創造されること。

(環境基本計画)

第8条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画には、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものとする。

- 3 市は、環境基本計画を定めるときは、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるとともに、第14条に規定する近江八幡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合に努めなければならない。

(環境学習の推進等)

第10条 市は、市民及び事業者が良好な環境の保全及び創造についての理解と認識を深め環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、環境学習を推進するとともに、普及啓発事業の実施、人材の育成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第11条 市は、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて行動するために、必要な情報の提供に努めるものとする。

(報告書の作成)

第12条 市長は、市の環境の状況並びに良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策の内容等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広域的な環境保全)

第13条 市は、良好な環境の保全及び創造に関して広域的な取組が必要となる施策の実施に当たっては、国、県、他の地方公共団体等と協力して、これを推進するよう努めるものとする。

### 第3章 環境審議会

(審議会)

第14条 市域における環境の保全及び創造に関する事項を調査審議するため、近江八幡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他良好な環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民のうち環境保全に関し識見を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

地球温暖化の影響とみられる記録的な猛暑や局地的な集中豪雨による洪水などが、国内のみならず、世界各地で毎年のように発生しています。深刻な被害をもたらしている近年の状況から、地球温暖化は、気候変動の域を超えて危機的ともいえる状況に直面していると考えられます。

2015年に採択された「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を1.5℃までに抑えることが目標として掲げられ、この目標を達成するためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが求められています。

本市は、西の湖やその周辺の水郷地帯などのほか、平野部には豊かな農地が広がり、周囲の山々とともに里山景観を形成するなど、非常に豊かな自然環境に恵まれています。

安心して豊かに暮らすことのできる環境を後世に継承し、SDGsの目指す持続可能な社会の実現のため、現在の気候変動が地球規模で危機的状況であることを認識するとともに、今を生きる我々市民、事業者及び行政が一体となって環境に対する意識を高め、一人一人が積極的かつ継続的に行動することが必要です。

このようなことから、本市は、ここに、気候非常事態を宣言し、私たちが環境の一部として健全な関係を築くことのできる経済・社会活動を推進するとともに、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指します。

令和3年7月1日

近江八幡市長 小西 理

## 近江八幡市環境審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏名	役職等
会長	まつした きょうへい 松下 京平	滋賀大学 経済学部 経済学系 教授
副会長	おか あきこ 岡 明子	里山みんなの未来くらぶ代表
	きだ ひろみ 来田 博美	滋賀県地球温暖化防止活動推進センター キャリアアドバイザー
	よう へい 楊 平	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員
	まむ ぜぎゆ 金 再奎	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター
	きわだ つよし 際田 剛志	近江八幡市商工会議所
	つじ まさひろ 辻 昌宏	近江八幡市商工会議所
	よしかわ なおき 吉川 直樹	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 講師
	よした えいじ 吉田 栄治	近江八幡市水と緑の環境ネットワーク 会長
	よしづみ みき 吉積 巳貴	立命館大学 食マネジメント学部 教授

# 環境報告書 ～近江八幡市の環境～（令和7年度版）

発行日 令和8年 3月

編集・発行 近江八幡市市民部環境政策課

〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236

TEL 0748-33-3111（代表）

FAX 0748-36-5882

E-mail [010611@city.omihachiman.lg.jp](mailto:010611@city.omihachiman.lg.jp)